

目 次

◎会議録第1号（8月31日）議案説明

開 会	5
日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告	5
開 議	7
日程第2 会議録署名議員の指名	7
日程第3 会期の決定	7
日程第4 議員提出議案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対 処し地方税財源の充実を求める意見 書の提出について	7
日程第5 報告第5号 令和2年度決算に係る財政指標の報告につ いて	8
日程第6 議案第43号 松前町個人情報保護条例及び松前町行政手 続における特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律に基づく個人番号 の利用及び特定個人情報の提供に関する条 例の一部を改正する条例	10
日程第7 議案第44号 松前町執行機関の附属機関設置条例の一部 を改正する条例	12
日程第8 議案第45号 松前町が管理する町道の構造の技術的基準 等を定める条例及び松前町高齢者、障がい 者等の移動等の円滑化のために必要な町道 の構造に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例	13
日程第9 議案第46号 松前町都市公園条例の一部を改正する条例	15
日程第10 議案第47号 令和2年度松前町歳入歳出決算認定につい て	16
日程第11 議案第48号 令和2年度松前町水道事業会計決算認定に ついて	19
日程第12 議案第49号 令和2年度松前町下水道事業会計決算認定 について	19
日程第13 議案第50号 令和3年度松前町一般会計補正予算（第6 号）	25

日程第14	議案第51号	令和3年度松前町国民健康保険特別会計補 正予算(第3号)	25
日程第15	議案第52号	令和3年度松前町介護保険特別会計補正予 算(第2号)	25
散	会	27

~~~~~

◎会議録第2号(9月6日)一般質問

|      |            |       |    |
|------|------------|-------|----|
| 開    | 議          | ..... | 32 |
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | ..... | 32 |
| 日程第2 | 一般質問       |       |    |
|      | 4番 曾我部秀司議員 | ..... | 32 |
|      | 10番 藤岡 緑議員 | ..... | 49 |
|      | 3番 渡部 恵美議員 | ..... | 57 |
|      | 5番 影岡 俊範議員 | ..... | 61 |
|      | 2番 西村 元一議員 | ..... | 66 |
| 散    | 会          | ..... | 73 |

~~~~~

◎会議録第3号(9月21日)委員長報告

開	議	78
日程第1	会議録署名議員の指名	78
日程第2	議員提出議案第1号	コロナ禍による厳しい財政状況に 対処し地方税財源の充実を求める 意見書の提出について	78
日程第3	議案第43号	松前町個人情報保護条例及び松前町行政手 続における特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律に基づく個人番号 の利用及び特定個人情報の提供に関する条 例の一部を改正する条例	79
日程第4	議案第44号	松前町執行機関の附属機関設置条例の一部 を改正する条例	80
日程第5	議案第45号	松前町が管理する町道の構造の技術的基準 等を定める条例及び松前町高齢者、障がい 者等の移動等の円滑化のために必要な町道 の構造に関する基準を定める条例の一部を	

		改正する条例……………	81
日程第6	議案第46号	松前町都市公園条例の一部を改正する条例……………	82
日程第7	議案第47号	令和2年度松前町歳入歳出決算認定について……………	83
日程第8	議案第48号	令和2年度松前町水道事業会計決算認定について……………	83
日程第9	議案第49号	令和2年度松前町下水道事業会計決算認定について……………	83
日程第10	議案第50号	令和3年度松前町一般会計補正予算（第6号）……………	91
日程第11	議案第51号	令和3年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）……………	91
日程第12	議案第52号	令和3年度松前町介護保険特別会計補正予算（第2号）……………	91
日程第13	議案第53号	町長及び副町長の給料の減額に関する条例……………	95
追加日程第1	議長辞職の件……………		96
追加日程第2	議長の選挙……………		97
追加日程第3	副議長辞職の件……………		99
追加日程第4	副議長の選挙……………		100
日程第14	議選第1号	松前町議会常任委員会委員の選任について……………	101
日程第15	議選第2号	松前町議会運営委員会委員の選任について……………	102
追加日程第5	伊予市松前町共立衛生組合議会議員の辞職の件……………		104
追加日程第6	伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員の辞職の件……………		105
追加日程第7	伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員の辞職の件……………		106
追加日程第8	伊予消防等事務組合議会議員の辞職の件……………		106
追加日程第9	伊予市松前町共立衛生組合議会議員の選挙……………		107
追加日程第10	伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員の選挙……………		108
追加日程第11	伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙……………		109
追加日程第12	伊予消防等事務組合議会議員の選挙……………		110
閉 議……………			111
町長挨拶……………			111
閉 会……………			112

8月31日（第1号）

令和3年松前町議会第3回定例会会議録

令和3年8月31日第3回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

2番 西村元一	3番 渡部恵美	4番 曾我部秀司
5番 影岡俊範	6番 田中周作	7番 住田英次
8番 稲田輝宏	9番 加藤博徳	10番 藤岡緑
11番 村井慶太郎	12番 岡井馨一郎	14番 伊賀上明治

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の12名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	岡本靖
副町長	徳居芳之
教育長	足立一志
監査委員	安永紀雄
総務部長	大川康久
保健福祉部長	早瀬晴美
産業建設部長	渡部博憲
出納局長	横山眞史
教育委員会 事務局長	仙波晴樹
総務課長	田中俊臣
財政課長	金子貴徳
町民課長	重松修平
保険課長	山田運

まちづくり課長	山 田 善 仁
上下水道課長	中 村 慶 彦

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会議務局長	柏 原 正
議会議務局 書 記	徳 本 敏 子

令和3年松前町議会第3回定例会

議事日程表

No.1

	令和3年8月31日(火)	午前9時30分	開議
	開 会		
日程第1	町長挨拶並びに諸般の報告		
	開 議		
日程第2	会議録署名議員の指名		
日程第3	会期の決定		
日程第4	議員提出議案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の 充実を求める意見書の提出について		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第5	報告第5号	令和2年度決算に係る財政指標の報告について	
上程	報告	質疑	
日程第6	議案第43号	松前町個人情報保護条例及び松前町行政手続における特定の 個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一 部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第7	議案第44号	松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(文教厚生)
日程第8	議案第45号	松前町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例及 び松前町高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必 要な町道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正す る条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第9	議案第46号	松前町都市公園条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第10	議案第47号	令和2年度松前町歳入歳出決算認定について	
上程	提案理由説明	監査委員報告	質疑 委員会付託(予算決算)
日程第11	議案第48号	令和2年度松前町水道事業会計決算認定について	
上程	提案理由説明	監査委員報告	質疑 委員会付託(予算決算)
日程第12	議案第49号	令和2年度松前町下水道事業会計決算認定について	
上程	提案理由説明	監査委員報告	質疑 委員会付託(予算決算)

日程第13	議案第50号	令和3年度松前町一般会計補正予算（第6号）
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第14	議案第51号	令和3年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第15	議案第52号	令和3年度松前町介護保険特別会計補正予算（第2号）
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）

午前9時30分 開会

○議長（加藤博徳） ただいまから令和3年松前町議会第3回定例会を開会いたします。

~~~~~

#### 日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告

○議長（加藤博徳） 日程第1、町長挨拶並びに諸般の報告を行います。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議長の御指名によりまして、御挨拶を申し上げます。

日中はまだまだ厳しい暑さが続いていますが、夜になると心地よい秋の虫の音が聞こえ、涼しさを感じる季節となりました。

本日、令和3年松前町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御参集をいただきありがとうございました。

本議会におきましては、令和3年度一般会計補正予算案をはじめ、当面する町政の諸案件について御審議いただくことになっておりますので、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関しまして、8月以降、県内の感染拡大、特に松山市における感染急増を受け、今月11日に愛媛県において警戒レベルが最大の感染対策期に引き上げられ、17日には国においてまん延防止等重点措置の愛媛県への適用が決定されました。この重点措置の実施期間は今月20日から9月12日までとなっており、期間中は県内の感染拡大を防止するため、不要不急の外出、県外との不要不急の往来、松山市との不要不急の往来の自粛のほか、20時以降は松山市内の飲食店を利用しないよう要請されております。

現在、全国で感染が拡大しているデルタ株は非常に感染力の強いウイルスで、県内でも猛威を振るっており、県内の感染者数はこれまでにないスピードで増加しています。松前町でも、8月だけで20人の感染者が確認されています。感染拡大を防ぐためには、人との接触をできる限り減らすことが不可欠であり、そのためには、買物にはなるべく一人ですいている時間に行く、外食の代わりにテイクアウトやデリバリーを活用する、スポーツやサークル活動など趣味の集まりは感染が落ち着くまで延期するなど、一人一人がふだんの行動を変える必要があります。町民の皆様には、こうした最大級の感染回避行動に努めていただきますようお願いを申し上げます。

それでは、令和3年第3回定例会の開会に当たり、提案しております各議案の説明に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

初めに、新型コロナワクチンの接種について申し上げます。

これまで、75歳以上の高齢者の方への接種を皮切りに、年代別に分けて段階的に予約を受け付けながら接種を進めてまいりました。今月13日には、受験や就職活動などで県外と

の往来が増えると思われる18歳から20歳までの方に対し安全確保の観点から予約受付を開始し、27日からは予約できる世代を全世代に拡大して予約受付を開始いたしました。8月30日、昨日現在、接種対象者約2万7,500人のうち1回目を接種済みの方は1万7,494人、63.5%で、このうち2回目まで完了している方は1万3,341人、48.4%であります。

若年層の間ではSNSでワクチンの危険性が取り上げられ、全国的にワクチン接種を避ける傾向が見られるようですが、新型コロナワクチンは複数の専門家のチェックにより科学的根拠に基づいて安全性が確認されているほか、発症を予防したり重症化を予防したりする効果も確認されています。ワクチンについて正しく理解し、接種を判断していただきますようお願いいたします。

また、妊娠中に新型コロナウイルスに感染すると、特に妊娠後期は重症化しやすく早産のリスクが高くなることから、今月25日に国から妊婦等に対し新型コロナワクチンの接種勧奨を行うよう依頼がありました。これを受け、27日に町内の妊婦の皆様へ接種を呼びかける文書をお送りしたところです。ワクチンが妊娠、胎児、母乳等に悪影響を及ぼすという報告はされておらず、妊娠中、授乳中の方でもワクチンを接種することができますので、健診先の医師に相談をした上で接種を検討していただきますようお願いいたします。

次に、ホッケーのまちづくりについて申し上げます。

先月24日に、感染症対策を徹底した上で東京2020オリンピックホッケー競技の男子日本代表チームサムライジャパンとオーストラリアとの試合のパブリックビューイングを松前総合文化センターで開催しました。感染症対策で声は出せませんでしたが、集まった約100人でスティックバルーンや国旗を手にエールを送り、前半ではサムライジャパンが3点連取して逆転しリードするなどの試合展開の中、会場が一体となって盛り上がりました。試合では、結局残念ながら負けてしまいましたが、観戦した方からは、負けてしまったけれど格好よかった、また応援したいとの声が聞かれ、ホッケーのまちづくりの機運を高めることができたと思っています。

次に、健康づくりについて申し上げます。

6月1日から8月20日まで、インスタグラム等を活用して朝食の写真を投稿してもらうわが家の朝食コンテストを実施しました。これは、皆さんに気軽に食生活の改善に取り組んでいただくため、朝食をテーマに、朝食の欠食率の高い20歳から40歳代の朝食欠食率ゼロを目指して実施したものです。84件の応募があり、先日、応募のあった朝食の中から町長賞、栄養バランス賞、アイデア賞を決定いたしました。受賞者に対し、10月2日に開催予定の松前町健康づくりフォーラムで表彰を行う予定です。朝食を抜く人は毎日食べる人よりもメタボになる危険性が高く、また子育て世帯の親の朝食の欠食は子どもの欠食にもつながり、子どもの学力や成長にも影響を及ぼすとのデータがありますので、町民の皆様には、食生活を見直し、毎日朝食を食べることを習慣化していただき、健康な体づくりに

取り組んでいただきたいと思います。

次に、たわわ祭の中止について申し上げます。

例年11月中旬に開催しておりますたわわ祭については、昨年度に引き続き今年度も新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止することが松前町産業連携推進協議会において決定されました。まさき夏祭りとともに町民の皆様が毎年楽しみにしている行事が2年連続で中止を余儀なくされ、非常に残念に思います。一日も早くコロナ禍が収束し、来年は全ての行事が例年どおり開催できることを願っています。

以上が諸般の報告であります。

なお、本定例会には、報告案件1件、条例案件4件、決算認定3件、予算案件3件、合わせて11件の議案を提出しております。各議案の詳細につきましては、提案理由の中で御説明を申し上げたいと思います。何とぞ慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 町長挨拶並びに諸般の報告を終わります。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をいたします。

11番村井慶太郎議員、12番岡井馨一郎議員、以上両議員を指名いたします。

~~~~~

## 日程第3 会期の決定

○議長（加藤博徳） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る8月24日の議会運営委員会で協議の結果、本日から9月21日までの22日間と決定しました。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月21日までの22日間と決定いたしました。

~~~~~

日程第4 議員提出議案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第4、議員提出議案第1号コロナ禍による厳しい財政状況に対

処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

6 番田中周作議員。

○6番（田中周作議員） 議員提出議案第1号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり松前町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年8月31日。

松前町議会議長加藤博徳様。

提出者、松前町議会議員田中周作、賛成者、松前町議会議員藤岡緑。

提案理由。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いております。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠であります。

よって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

なお、提出する意見書及び提出先は、お手元に配付したとおりであります。

以上、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議員提出議案第1号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会に付託しました。

~~~~~

日程第5 報告第5号 令和2年度決算に係る財政指標の報告について（上程、報告、質疑）

○議長（加藤博徳） 日程第5、報告第5号令和2年度決算に係る財政指標の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 報告第5号について報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員の意見をつけて報告するものです。

内容につきましては、健全化判断比率については金子財政課長に、資金不足比率については中村上下水道課長にそれぞれ説明をさせます。

○議長（加藤博徳） 金子財政課長。

○財政課長（金子貴徳） 報告第5号について補足して説明いたします。

別冊の参考資料1ページをお開きください。

健全化判断比率は、財政の健全化や再生の必要性を判断するとともに、財政状況を統一的な指標で明らかにすることにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものです。財政健全化を判断するための指標として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標があります。各指標の状況を示す表に記載しています早期健全化基準とは、財政が悪化している状況とみなされる基準であり、財政再生基準とは、財政が著しく悪化しており自主的に財政の健全化を図ることが困難な状況とみなされる基準となります。

初めに、1、実質赤字比率は、一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す比率です。令和2年度一般会計における決算での実質収支が黒字であるため、実質赤字には該当いたしません。

次の2ページをお開きください。

2、連結実質赤字比率は、一般会計と特別会計や公営企業会計など全ての会計を合算することにより地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す比率です。令和2年度の全会計における決算での実質収支等の合計額が黒字であるため、連結実質赤字には該当いたしません。

次に、3、実質公債費比率は、全会計及び一部事務組合等を対象とする指標で、一般会計等が負担する地方債の元利償還金の程度を示す比率です。令和2年度の実質公債費比率は8.6%となっており、早期健全化基準の25%を下回っています。

次の3ページを御覧ください。

4、将来負担比率は、全会計及び一部事務組合等の地方債の償還に充てられる見込額や職員の退職手当支給予定額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の残高を指標

化したもので、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す比率のことです。令和2年度の将来負担比率は85.7%となっており、早期健全化基準の350%を下回っています。

なお、議案書の5ページから7ページに監査委員の審査意見書がついておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 中村上下水道課長。

○上下水道課長（中村慶彦） 続きまして、公営企業の資金不足比率について補足して説明をいたします。

議案書の3ページを御覧ください。

資金不足比率とは、資金の不足状況を指標化し経営状態の悪化の度合いを示すものです。2行目の水道事業会計の資金不足比率は、令和2年度水道事業会計の決算で流動資産が流動負債を上回っており資金不足がないため、資金不足比率は発生していません。

続きまして、3行目、下水道事業会計の資金不足比率につきましても、令和2年度下水道事業会計の決算で流動資産が流動負債を上回っており資金不足がないため、資金不足比率は発生しておりません。

なお、8ページ及び9ページは監査委員の審査意見書となっておりますので、御参照くださいますようお願いをいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提出者の報告を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

報告第5号を終わります。

ここで理事者が交代しますので、暫時休憩をいたします。

午前9時53分 休憩

午前9時55分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

~~~~~

日程第6 議案第43号 松前町個人情報保護条例及び松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第6、議案第43号松前町個人情報保護条例及び松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第43号について提案理由を申し上げます。

デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（加藤博徳） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第43号について補足して説明いたします。

議案書11ページ、参考資料7ページをお開きください。

今回の改正は、内閣府にデジタル庁を設置すること等を含むデジタル改革関連法案の成立に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部が改正されたことにより、所要の改正を行うものです。

改正の概要ですが、参考資料7ページの1に示すとおり、マイナンバーのネットワークシステムの設置及び管理が総務省から内閣府のデジタル庁へ移行することとなり、主務大臣が変更となるため、議案書11ページ、松前町個人情報保護条例の新旧対照表第33条の2中、改正前の「総務大臣」を「内閣総理大臣」へ改めるほか、引用法令の号ずれに対応するため、下線に示すとおりそれぞれ改めるものです。

議案書12ページをお開きください。

松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例においても、引用法令の号ずれに対応するため、下線に示すとおりそれぞれ改めるものです。

なお、この条例は公布の日から施行することとしています。

以上で議案第43号の補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第43号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第7 議案第44号 松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例  
(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(文教厚生))

○議長(加藤博徳) 日程第7、議案第44号松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第44号について提案理由を申し上げます。

松前町地域環境協議会を松前町環境審議会に統合し、環境施策に関する附属機関の合理化を図るため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、早瀬保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(加藤博徳) 早瀬保健福祉部長。

○保健福祉部長(早瀬晴美) それでは、議案第44号について補足して御説明いたします。

議案書15ページ、参考資料は9ページをお開きください。

今回の改正は、松前町地域環境協議会を松前町環境審議会に統合し、環境施策に関する附属機関の合理化を図るため、松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正するものです。また、それに伴い、松前町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部も改正します。

参考資料で御説明します。

上段が松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例の新旧対照表で、表の右が改正前、左が改正後です。表の右、改正前にあります松前町地域環境協議会に関する部分を削除します。

下段が松前町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の新旧対照表で、表の右、改正前にあります「34松前町地域環境協議会」の項を削り、「35」の項を「34」の項とし、36の項から61の項までを1項ずつ繰り上げます。

なお、この条例は公布の日から施行します。

以上で説明を終わります。

○議長(加藤博徳) 提案理由の説明を終わります。



質疑を行います。

質疑ありませんか。

村井議員。

○11番（村井慶太郎議員） ちょっと一つ質問があるんで、これは委員会が文教厚生なんで、ちょっと出席が及ばんもんで。

これは、松前町地域環境協議会と審議会を統合するっちゃうことなんやけど、人数的には何人から何人になるようなことなんですかね。

それと、内容は変わるんか、変わらんのか、2点ほどお聞かせくださいや。

○議長（加藤博徳） 早瀬保健福祉部長。

○保健福祉部長（早瀬晴美） 人数ですが、松前町地域環境協議会は15名以内と規定されておりました。松前町環境審議会は12名以内で、今後12名以内の委員数になります。

審議する内容につきましては、松前町地域環境協議会と松前町環境審議会の審議内容がともに町の環境の保全に関する基本的事項を審議することになっておりますので、合理化で一つにするものです。

以上です。

（11番村井慶太郎議員「はい、分かりました」の声あり）

○議長（加藤博徳） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第44号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第8 議案第45号 松前町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例及び松前町高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第8、議案第45号松前町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例及び松前町高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第45号について提案理由を申し上げます。

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の一部が改正されたことに伴い、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路について、移動等円滑化のために必要な構造に関する基準を定めるため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、渡部産業建設部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部博憲） 議案第45号について補足して御説明いたします。

議案書は17ページ、参考資料は11ページをお開きください。

今回の条例改正は、本条例の規定に当たり、参酌した国の基準である移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の一部が改正されたことに伴い、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路について必要な基準を定めるため、当該条例の一部を改正するものです。

内容につきまして、17ページ、第1条関係では、議案書17ページから18ページの左の表、第23条第4項及び第5項において、歩道等の舗装を行う際の構造基準を規定いたします。

第2条関係では、19ページの左の表、第4条に有効幅員に関する内容を追加して規定し、第6条及び第31条から第33条までの条文中に「自転車歩行者専用道路等」を新たに追加いたします。

参考資料11ページのほうに改正のポイントとして箇条書したものの記載しておりますので御参照ください。

なお、この条例は公布の日から施行することといたします。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第45号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第9 議案第46号 松前町都市公園条例の一部を改正する条例（上程、提案理由  
説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第9、議案第46号松前町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第46号について提案理由を申し上げます。

電柱に係る使用料を改定し、及び郵便差出箱または信書便差出箱に係る使用料を徴収するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、渡部産業建設部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部博憲） 議案第46号について補足して御説明いたします。

議案書の23ページをお開きください。

今回の条例改正は、町が管理する都市公園に電柱及び郵便差出箱等を設置する場合の使用料を定めるため、当該条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、松前町都市公園条例第13条第1項、別表第2について、議案書23ページは電柱及び支線、支柱を設置する場合の使用料に関する内容を改定し、24ページでは郵便差出箱または信書郵便差出箱の使用に関する内容を新たに規定いたします。

使用料については、電柱、郵便差出箱等ともに松前町道路占用料徴収条例を準用するものです。

なお、この条例は公布の日から施行することとしておりますが、議案書24ページの下段に記載していますように経過措置を設けております。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第46号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任

委員会へ付託しました。

ここで理事者が交代いたしますので、暫時休憩をいたします。

午前10時10分 休憩

午前10時24分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

~~~~~

日程第10 議案第47号 令和2年度松前町歳入歳出決算認定について（上程、提案理由説明、監査委員報告、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（加藤博徳） 日程第10、議案第47号令和2年度松前町歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第47号について提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、松前町の一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計の令和2年度歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて認定を求めるものです。

内容につきましては、会計管理者横山出納局長に説明をさせまして、監査委員から監査結果を報告していただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 横山出納局長。

○出納局長（横山眞史） 令和2年度松前町歳入歳出決算認定について補足説明をいたします。

各会計の歳入歳出決算書は、関係法令に定めるところにより調製いたしました。また、各会計の決算につきましては、令和3年7月14日から同年8月6日にわたり、安永監査委員、伊賀上監査委員におきまして審査をしていただき、8月13日に監査意見書の報告を受けましたので、これを付して議会の承認をお願いするものです。

内容が多岐にわたりますので、歳入につきましては会計ごとに調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の歳入合計を、歳出につきましては会計ごとに予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額の歳出合計をもって補足説明とさせていただきます。御了承のほどお願いいたします。

なお、会計ごとに作成しています事項別明細書、実質収支に関する調書及び209ページ以降の財産に関する調書につきましては、決算の附属書類となりますので御参照くださいますようお願いいたします。

それではまず、松前町歳入歳出決算書の5ページ、6ページをお開きください。

令和2年度松前町一般会計歳入歳出決算書の歳入です。

ページ下段にあります歳入合計において、調定額158億1,531万1,770円、収入済額155億1,051万1,037円、不納欠損額126万7,735円、収入未済額3億353万2,998円となっております。

次に、9ページ、10ページをお開きください。

一般会計の歳出になります。

同じく、ページ下段の歳出合計において、予算現額160億1,043万3,000円、支出済額150億7,277万5,905円、翌年度繰越額2億1,119万4,000円、不用額7億2,646万3,095円となっております。欄外になりますが、歳入歳出差引残額は4億3,773万5,132円となり、同額を翌年度へ繰り越すものです。

123ページ、124ページをお開きください。

令和2年度松前町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の歳入です。

ページ下段にあります歳入合計において、調定額34億8,490万3,378円、収入済額34億3,400万3,631円、不納欠損額152万1,403円、収入未済額4,937万8,344円となっております。

次に、125、126ページをお開きください。

国民健康保険特別会計の歳出になります。

同ページ下段の歳出合計において、予算現額33億9,286万6,000円、支出済額32億6,468万7,532円、翌年度繰越額0円、不用額1億2,817万8,468円となっております。欄外の歳入歳出差引残額は1億6,931万6,099円となり、同額を翌年度へ繰り越すものです。

続きまして、151ページ、152ページをお開きください。

令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の歳入です。

ページ下段にあります歳入合計において、調定額4億8,002万6,610円、収入済額4億7,974万9,260円、不納欠損額0円、収入未済額27万7,350円となっております。

次に、153、154ページをお開きください。

後期高齢者医療特別会計の歳出になります。

同ページ下段、歳出合計において、予算現額4億7,472万4,000円、支出済額4億6,045万8,738円、翌年度繰越額0円、不用額1,426万5,262円となっております。欄外の歳入歳出差引残額は1,929万522円となり、同額を翌年度へ繰り越すものです。

続いて、165、166ページをお開きください。

令和2年度松前町介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算書の歳入です。

ページ下段にあります歳入合計において、調定額28億8,373万3,840円、収入済額28億7,943万3,073円、不納欠損額105万4,395円、収入未済額324万6,372円となっております。

次に、167、168ページをお開きください。

介護保険特別会計保険事業勘定の歳出になります。

同ページ下段の歳出合計において、予算現額28億6,209万2,000円、支出済額28億1,528万2,010円、翌年度繰越額0円、不用額4,680万9,990円となっております。欄外の歳入歳出差引残額は6,415万1,063円となり、同額を翌年度へ繰り越すものです。

続きまして、197、198ページをお開きください。

令和2年度松前町介護保険特別会計介護サービス事業勘定歳入歳出決算書の歳入です。

ページ下段にあります歳入合計において、調定額1,282万5,800円、収入済額も同額の1,282万5,800円、不納欠損額、収入未済額はともに0円となっております。

次の199、200ページをお開きください。

介護保険特別会計介護サービス事業勘定の歳出になります。

同ページ下段の歳出合計において、予算現額1,165万4,000円、支出済額1,086万614円、翌年度繰越額0円、不用額79万3,386円となっております。欄外の歳入歳出差引残額は196万5,186円となり、同額を翌年度へ繰り越すものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

監査委員の報告を求めます。

安永紀雄監査委員、お願いいたします。

○監査委員（安永紀雄） それでは、令和2年度松前町一般会計・各特別会計の決算審査及び基金運用状況審査について御報告をいたします。この審査は監査委員2名の合議の結果であり、審査の概要等内容については、お手元に配付いたしております意見書のとおりでございます。

審査の方法は、町長から提出された各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び証拠書類等につき、関係諸帳票と調査、照合を行い、計数の正確性、予算の執行状況等について確認いたしました。あわせて、関係職員から説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算及び附属書類は関係法令の諸規定に準拠して作成されており、計数は正確であり、予算執行の状況についても適正であると認められました。

なお、以下の4項目について検討、努力をお願いするものです。

1、財政運営について、財政諸指数は良好な状態にあると認められますが、経常収支比率は依然高い水準で推移しています。将来負担比率は債務負担額の減少により一昨年水準まで回復していますが、新型コロナウイルス感染症の影響や法人町民税の税率の改正により町税が減収となっており、今後も人口減少社会の進展による収税減少が予想されます。また、後期高齢者医療や障がい福祉に係る給付費や放課後児童クラブ新築や保育所建て替えなどの建設費用、一部事務組合や企業会計への負担金など、今後も高い水準での経

費が見込まれます。既存の経常経費の節減に努めるとともに、特定財源の確保や基金の見直しなど絶え間ない取組により、さらに適正な財政運営を心がけてください。

2、収入の確保について、税務課では、町税の滞納解消を図るべく収納方針を立てて業務を着実に実施しており、改善の努力が認められます。また、住民の行政に対する不公平感、不信感を生じさせないように、徴収及び収入未済金の改善にさらなる努力をお願いいたします。

なお、債務者の破産等により回収が極めて困難な不良債権については、適切で計画的な債権整理をお願いします。

3、事務事業評価について、多様化する町民ニーズや社会情勢の変化を的確に把握し、事業の必要性や目的を明らかにして、業務改善や事務事業の再編・整理を行うなど、行財政改革に努められたい。また、各部署においては、事業の全体経費を把握し、一般財源の投入費と事業効果等について経年変化を分析するなどマクロ的視点で経営改善にも取り組んでいただきたい。

4、新型コロナウイルス感染症の収束は不透明で、新たな行政課題や社会情勢の変化に的確な対応が求められています。第5次松前町総合計画の施策及び公約の実現のため、地方公共団体として自主性及び自立性を十分に発揮し、町民と共に知恵と力を出し合い、生きる喜びあふれるまちづくりを強く期待するものです。

以上をもちまして審査の結果報告を終わります。

○議長（加藤博徳） 監査委員の報告を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第47号を所管の予算決算常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第11 議案第48号 令和2年度松前町水道事業会計決算認定について（上程、提案理由説明、監査委員報告、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第12 議案第49号 令和2年度松前町下水道事業会計決算認定について（上程、提案理由説明、監査委員報告、質疑、委員会付託（予算決

算) )

○議長（加藤博徳） 日程第11、議案第48号令和2年度松前町水道事業会計決算認定について及び日程第12、議案第49号令和2年度松前町下水道事業会計決算認定についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第48号及び議案第49号について、一括して提案理由を申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、松前町の水道事業会計、下水道事業会計の令和2年度決算について、監査委員の意見をつけて認定を求めるものです。

内容につきましては、中村上下水道課長に説明をさせまして、監査委員から監査結果を報告していただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 中村上下水道課長。

○上下水道課長（中村慶彦） 令和2年度松前町水道事業会計決算について補足して御説明をいたします。

松前町水道事業会計決算書、別冊、白い表紙のものですが、こちらを御用意ください。

決算書2ページをお開きください。

この決算報告書によりまして、予算に対する決算状況を説明をいたします。

収益的収入及び支出について、収入では決算額4億6,011万8,345円で、予算額に比べ392万6,655円の減となっています。支出では決算額4億4,569万3,974円で、不用額4,856万4,026円となっています。

3ページを御覧ください。

資本的収入及び支出については、収入では決算額2億5,790万4,300円で、予算額に比べ2億58万2,700円の減となっています。支出では決算額5億688万1,146円、翌年度繰越額1億2,640万円で、不用額1億5,028万1,854円となっています。

資本的収入合計から資本的支出合計を差し引きますと、収入額が支出額に対し2億4,897万6,846円不足となりますが、3ページ下段に記載してありますとおり、この不足額につきましては当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,678万8,116円及び過年度分損益勘定留保資金2億3,218万8,730円で補填します。

続きまして、4ページ、5ページをお開きください。

令和2年度松前町水道事業損益計算書について御説明します。

当年度は、5ページの下から3行目にありますように305万6,409円の純損失となりました。よって、前年度繰越利益剰余金1億2,907万7,883円から当年度の損失を除くことにより、当年度未処分利益剰余金が1億2,602万1,474円となりました。



続きまして、6ページをお開きください。

令和2年度松前町水道事業剰余金計算書です。こちらは、9ページの貸借対照表における7の剰余金の変動状況を表していますので御参照願います。

7ページ、令和2年度松前町水道事業剰余金処分計算書(案)ですが、剰余金等の処分計算について表しているものであり、今回における処分はございません。

続きまして、8ページをお開きください。

令和2年度松前町水道事業貸借対照表です。

資産の部のうち1の固定資産では、年度末の固定資産合計は一番右の列最初に記載してまずとおりに49億806万5,603円となりました。

また、2の流動資産では、年度末流動資産合計は10億8,073万3,942円となりました。この結果、資産合計は59億8,879万9,545円となっています。

続いて、9ページ上段の負債の部のうち3の固定負債では、年度末の固定負債合計は29億701万8,330円となりました。

また、4の流動負債では、年度末の流動負債合計は2億5,942万7,268円となりました。

次の5の繰延収益では、年度末の繰延収益合計は15億7,139万149円となりました。この結果、負債合計は47億3,783万5,747円となっています。

次に、その下の資本の部のうち、6の資本金では、年度末の資本金合計は9億11万5,386円となりました。

また、7の剰余金では、年度末の剰余金合計は3億5,084万8,412円となりました。

これらの結果、資本合計は12億5,096万3,798円となり、9ページ最下段の負債資本の合計額は資産合計と同額の59億8,879万9,545円となるものです。

なお、10ページ以降につきましては、会計方針に係る注意事項や事業報告書、収益費用明細書等の附属書類でございますので、御参照くださいますようお願いをいたします。

以上で水道事業会計決算の説明を終わります。

続きまして、令和2年度松前町下水道事業会計決算について補足して御説明いたします。

別冊令和2年度松前町下水道事業会計決算書を御用意ください。

2ページをお開きください。

収益的収入及び支出について、収入では決算額5億6,154万6,986円で、予算額に比べ428万1,014円の減となっています。支出では決算額4億7,840万1,607円で、不用額2,609万393円となっています。

3ページを御覧ください。

資本的収入及び支出について、収入では決算額3億7,428万2,060円で、予算額に比べ1億2,063万3,940円の減となっています。支出では決算額5億8,785万6,331円、翌年度繰越

額 2 億 5,288 万円で、不用額 4,820 万 5,669 円となっています。

資本的収入合計から資本的支出合計を差し引きますと、収入額が支出額に対して 2 億 1,357 万 4,271 円不足となりますが、3 ページ下段に記載してありますとおり、この不足額につきましては当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,965 万 9,807 円、引継ぎ金 3,810 万 3,391 円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 4,035 万 6,615 円及び当年度未処分利益剰余金 1,545 万 4,458 円で補填します。

続きまして、4 ページ、5 ページをお開きください。

令和 2 年度松前町下水道事業損益計算書について御説明します。

当年度は、5 ページの下から 2 行目にありますように 6,348 万 5,472 円の純利益となりました。よって、当年度未処分利益剰余金は 6,348 万 5,472 円となります。

続きまして、6 ページをお開きください。

令和 2 年度松前町下水道事業剰余金計算書ですが、9 ページの貸借対照表における 7 の剰余金の変動状況を表していますので御参照願います。

7 ページの令和 2 年度松前町下水道事業剰余金処分計算書（案）ですが、剰余金等の処分計算について表しているものです。案のとおり、未処分利益剰余金のうち 1,545 万 4,458 円を減債積立金として処分させていただきたく存じます。

続きまして、8 ページをお開きください。

令和 2 年度松前町下水道事業貸借対照表ですが、資産の部のうち 1 の固定資産では、年度末の固定資産合計は一番右の列、最初に記載してありますとおり 87 億 4,355 万 9,016 円となりました。

また、2 の流動資産では、年度末の流動資産合計は 6,957 万 6,499 円となりました。この結果、資産合計は 88 億 1,313 万 5,515 円となっています。

続いて、9 ページ上段の負債の部のうち 3 の固定負債では、年度末の固定負債合計は 42 億 8,504 万 9,457 円となりました。

また、4 の流動負債では、年度末の流動負債合計は 3 億 459 万 791 円となりました。

次の 5 の繰延収益で、年度末の繰延収益合計は 32 億 3,204 万 1,158 円となりました。この結果、負債合計は 78 億 2,168 万 1,406 円となっています。

次に、その下、資本の部のうち 6 の資本金では、年度末の資本金合計は 1 億 240 万 7,436 円となりました。

また、7 の剰余金では、年度末の剰余金合計は 8 億 8,904 万 6,673 円となりました。

これらの結果、資本合計は 9 億 9,145 万 4,109 円となり、9 ページ最下段の負債資本の合計額は資産合計と同額の 88 億 1,313 万 5,515 円となるものです。

なお、10 ページ以降につきましては、会計方針に係る注意事項、事業報告書、収益費用明細書等附属書類でございます。御参照くださいますようお願いいたします。

以上、下水道事業会計決算の説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

監査委員の報告を求めます。

安永紀雄監査委員、お願いいたします。

○監査委員（安永紀雄） それでは、令和2年度松前町水道事業会計及び令和2年度松前町下水道事業会計の決算審査について御報告をいたします。この審査は監査委員2名の合議の結果であり、審査の概要等内容については、お手元に配付いたしております意見書のとおりでございます。

審査の方法は、町長から提出された決算書が各事業の財政状態及び経営状況を適正に示しているか、また経済性の発揮及び公共の福祉を増進するように経営が行われているかどうかを検証するため、決算書、会計帳票及び証拠書類との照合確認を行うとともに、担当職員の説明を聴取して審査を実施いたしました。

その結果、審査に付された決算書及び決算附属書類は、地方公営企業法その他関係法令の規定に基づいて作成されており、計数は正確で、各事業の経営成績及び財政状態が適正に表示されていると認められました。

なお、水道事業会計においては、次の3項目について検討、努力をお願いするものです。

1、収益的収支は昨年度に比べ改善しているものの、損失となっております。総収益の主体となる料金収入は、人口減少の中、有収水量の増加等努力が認められますが、減収となっております。今後も給水人口の減少が見込まれることから、さらに厳しい状況が予想されますので、経常経費の削減や水道料金の徴収向上など経営改善に向けた取組に努めていただきたい。

2、資本的支出は、配水管の新設、改良工事に加え、今後も第6次拡張事業の浄水場施設など計画的な建設に伴う資本費の増加が見込まれます。最適規模の施設による効率的な運営を目指すとともに、長期的な財政計画に基づいた安定的な経営に努めていただきたい。

3、令和2年度には、安全な飲料水を安定的に供給できる基盤づくりを目指し、令和3年度から10年間を計画期間とした松前町水道事業経営戦略が策定されています。この経営戦略の基本方針に基づいた計画的な経営の実行と経営環境の変化に対応する質の高い見直しにより、将来にわたっての安定的な事業継続を強く期待するものです。

また、下水道事業会計においては、次の3項目について検討、努力をお願いするものです。

1、松前町下水道事業は、町が経営する企業として令和2年度から地方公営企業法の全部を適用することとなり、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に取り組むため、

公営企業会計を導入しました。公営企業会計の初年度の経営成績は、総収益が5億3,899万1,341円であり、総費用が4億7,550万5,869円であることから、純利益は6,348万5,472円となっております。

収益的収入には、経費負担区分に基づき一般会計が負担することとされている経費が含まれていますが、適正な経費負担区分を前提とした独立採算の原則に立ち、経営の健全化に努めていただきたい。

2、当年度の主な事業は、事業計画内未整備地区の管渠新設工事であり、計画的に推進していることにより着実に整備率及び普及率を伸ばしています。一方、整備区域の拡大に伴い有収水量は増加したにもかかわらず、下水道使用料金が減額となるねじれ現象が生じています。また、水洗化率については82.2%と前年度に比べて0.2%減少しています。収益の基盤である下水道使用料を徴収できるよう、整備済区域における未接続世帯の早期接続の促進を図り、より適切な運営に向けて経営努力を続けていただきたい。

3、令和2年度には、水質保全と美しく快適な居住環境づくりの計画的推進を目指し、令和3年度からの10年間を計画期間とした松前町下水道事業経営戦略が策定されています。この経営戦略の基本方針に基づいた事業推進に努めるとともに、決算分析や社会状況の変化を捉えた事後検証を行うことにより、将来にわたっての安定的な事業継続を強く期待するものであります。

以上をもちまして令和2年度松前町水道事業会計及び令和2年度松前町下水道事業会計の審査の結果報告を終わります。

○議長（加藤博徳） 監査委員の報告を終わります。

議案第48号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第48号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第49号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第49号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

ここで理事者交代しますので、暫時休憩をいたします。

午前11時5分 休憩

午前11時6分 再開

○議長(加藤博徳) 再開いたします。

~~~~~

日程第13 議案第50号 令和3年度松前町一般会計補正予算(第6号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第14 議案第51号 令和3年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第15 議案第52号 令和3年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

○議長(加藤博徳) 日程第13、議案第50号令和3年度松前町一般会計補正予算第6号、日程第14、議案第51号令和3年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第3号及び日程第15、議案第52号令和3年度松前町介護保険特別会計補正予算第2号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第50号から議案第52号までについて一括して提案理由を申し上げます。

いずれの予算も地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

予算の議案書3ページをお開きください。

令和3年度松前町一般会計補正予算第6号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億4,972万2,000円を追加し、総額を121億3,271万2,000円とするものです。

以下、補正予算の主要事項について参考資料により御説明いたします。

参考資料の139ページをお開きください。

まず、安全・安心な生活環境づくりでは、コミュニティの育成のため、南黒田のコミュニティ広場の造成工事に係る費用の一部について助成を行い、コミュニティ活動の向上及び地域コミュニティの発展を図ります。また、公園、緑地、水辺の保全のため、老朽化した親水公園の施設を改修します。

次に、笑顔で暮らせる健康づくりでは、高齢者支援の充実のため、介護施設に勤務する

介護職員の宿舎施設整備事業を実施する事業者に対して事業費の一部を助成します。また、老朽化している高齢者施設等の大規模な改修を実施する事業者に対する助成を行い、高齢者施設等の防災・減災対策を強化します。さらに、感染症対策の推進のため、新型コロナウイルスワクチン接種の集団接種の日程を追加します。

次に、豊かな心を育む人づくりでは、学校教育の充実のため、老朽化した北伊予小学校屋外トイレの改築工事を行うほか、松前小学校の揚水ポンプ設備の更新を行います。また、スポーツの振興のため、松前町ふれあい健康マラソン大会の交通誘導の一部を業者に委託することにより、町民が安全に安心して参加できる大会運営を行います。さらに、町の歩みの伝承のため、松前町誌編さん以降の町の歩みについて、残されている資料と各分野における関係者からの聞き取りを基にして、松前町誌の続編を編さんします。

次に、活力あふれるにぎわいづくりでは、農業の振興のため、認定農業者が経営の多角化や効率化を行うために必要な機械等を導入する際の費用の一部を助成し、地域農業の発展と活性化を図ります。また、さといもの生産拡大を図るための省力化機械の導入に要する経費の一部を助成し、生産基盤の強化を図ります。そのほか、老朽化した土地改良施設の改修を行うことにより、労力の軽減や維持管理に係る経費の節減を図り、農業経営の安定化を図ります。また、サイクリングを楽しむとともに松前町の魅力を多くの方に知っていただくため、愛媛県が定める11月の第2日曜日のサイクリングの日等において、松前町内を巡るサイクリングイベントを開催します。

次に、快適で暮らしやすい基盤づくりでは、道路・交通網の充実のため、町道の交通量調査を行い、将来の道路計画、維持修繕計画、管理計画などについての基礎資料とします。また、港湾機能の維持のため、江川遊水池の樹木を剪定し、適切な維持管理を行います。そのほか、県が実施する道路改良等の事業や港湾の保全のための維持管理事業について、経費の一部を負担します。

なお、財源としましては、国県支出金や地方債等の特定財源が1億5,384万9,000円の増、一般財源が412万7,000円の減となっております。

予算の議案書29ページをお開きください。

議案第51号令和3年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第3号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ482万9,000円を追加し、総額を33億5,238万6,000円とするものです。

予算の議案書41ページをお開きください。

議案第52号令和3年度松前町介護保険特別会計補正予算第2号は、既定の保険事業勘定に、歳入歳出それぞれ7,661万円を追加し、総額を28億7,185万2,000円とするものです。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

議案第50号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第50号を所管の予算決算常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第51号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第51号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第52号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第52号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

午前11時15分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 村 井 慶 太 郎

松前町議会議員 岡 井 馨 一 郎

9月6日（第2号）

令和3年松前町議会第3回定例会会議録

令和3年9月6日第3回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

2番 西村元一	3番 渡部恵美	4番 曾我部秀司
5番 影岡俊範	6番 田中周作	7番 住田英次
8番 稲田輝宏	9番 加藤博徳	10番 藤岡緑
11番 村井慶太郎	12番 岡井馨一郎	14番 伊賀上明治

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の12名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	岡本靖
副町長	徳居芳之
教育長	足立一志
総務部長	大川康久
保健福祉部長	早瀬晴美
公営企業部長	渡部博憲
出納局長	横山眞史
教育委員会 事務局長	仙波晴樹
総務課長	田中俊臣
危機管理課長	友田秀樹
福祉課長	平村展章
子育て・ 健康課長	塩梅敬介
まちづくり課長	山田善仁

産業課長	金子裕之
上下水道課長	中村慶彦
学校教育課長	住田民章

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	柏原正
議会事務局 書記	徳本敏子

令和3年松前町議会第3回定例会

議事日程表 No.2

	令和3年9月6日(月)	午前9時30分	開議
日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	一般質問(提出順位)		

○議長（加藤博徳） 本日は、新型コロナ対策のために、一般質問の方が質問し答弁される中で理事者の答弁者が変わりますので、間で暫時休憩を取らせていただきますので、御了解をいただいたらというふうに思います。

午前9時30分 開議

○議長（加藤博徳） それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をいたします。

14番伊賀上明治議員、2番西村元一議員、以上両議員を指名いたします。

~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（加藤博徳） 日程第2、一般質問を行います。

質問者の順位は、通告書の提出順位により行います。

一般質問は、通告書で示された件名ごとに質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

4番曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 4番曾我部秀司、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

最初に、待機児童について大きく3点質問させていただきます。

1つ目です。

昨年度9月定例会の私の一般質問で待機児童に関して質問しました。その答弁にあった次の5点について取り組んだ内容及びその成果と課題をお聞かせください。

1、保育士不足の解消のため、保育士資格を持つ潜在保育士に対する個別勧誘。

2、働き方改革による魅力ある職場づくり。

3、公募による民間事業者の小規模保育事業の参入の促進。

4、職員配置等の基準の範囲内で定員以上の子どもを受入れる定員弾力化の実施。

5、検証内容。この検証内容というのは、昨年の答弁にありました弾力化をもって保育士を募集し受入れ体制を取るなど対策を取っているが、これは受け手の考え方もあるので、いろいろ検証しながら費用のかからないような形で保育士不足の解消に取り組んでいくという、この中にあったいろいろ検証しながらということです。

2つ目です。

令和3年4月1日時点で待機児童が発生しているのは、松山市、砥部町、本町の3市町

です。本町の待機児童数は5名ですが、最大の原因は何だと捉えているのでしょうか。今後、その原因を解決するためにどのような取組を行う予定かお聞かせください。

3つ目です。

待機児童を抱えた家庭へ何らかの支援を行っているのでしょうか。行っている場合、その内容をお聞かせください。

以上です。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

早瀬保健福祉部長。

○保健福祉部長（早瀬晴美） 待機児童についてお答えします。

初めに、昨年9月定例会で待機児童解消に取り組むと答弁した事項について、その取組内容と成果、課題についてお答えします。

まず、保育士資格を持つ潜在保育士の個別勧誘については、昨年10月以降、職員の知人や人脈を活用して8人の勧誘を行いました。しかしながら、保育士の確保には至りませんでした。勧誘に応じられない理由は、育児や介護で家庭と仕事の両立が困難であること、決まった時間帯に毎日勤務することが困難であることなどでした。課題としては、個々の事情に合わせた働き方を選択できるような勤務形態の研究であると考えています。

次に、働き方改革による魅力ある職場づくりについては、パートタイム保育士の勤務時間帯を日勤以外に早朝や居残り、延長保育の時間帯にも拡充しました。これにより、保育士全体の負担が軽減され、1人当たりの時間外勤務時間数が減少したほか、年次有給休暇の取得日数が増えています。また、手書きが多い保育所の事務処理を、本年6月以降パソコンを有効活用して事務の効率化に着手しました。これにより、処理時間の短縮や書類の作成誤りの削減につながりました。

課題は、まだまだ省力化が可能な事務処理方法の見直しであると考えています。

次に、公募による民間事業者の小規模保育事業の参入の促進については、本年4月、小規模保育事業者選考委員会を設置し公募の準備を進めています。しかしながら、募集要項や審査基準等の調整に時間を要しており、公募の開始が遅れています。引き続き、選考委員会で協議を進め、本年中に公募を行い、早期開所に向けて準備を進めていきたいと考えています。

次に、職員配置等の基準の範囲内で定員以上の子どもを受入れる定員弾力化の実施については、本年4月には、564人の定員に対し588人を受入れ、入所者を24人増やしましたが、待機児童の解消には至りませんでした。しかしながら、この定員弾力化の取組は保育ニーズの受皿拡大になっていることから、引き続き実施していきたいと考えています。

次に、勤務条件を改善したことに対する検証については、保健福祉部長と福祉課長が在職保育士との面談を行いました。これにより、勤務条件の改善を行っても保育士確保には

つながらないこと、保育士確保には、保育業務以外の膨大な事務処理や、保育士間及び保護者との人間関係の難しさがネックとなっていることが判明しました。課題としては、労働環境面の改善であると考えています。

次に、待機児童の発生原因の解消のための取組についてお答えします。

平成25年度と平成30年度の児童数、入所申込数及び母親の就労割合をそれぞれ比較したところ、児童数は66人減少、入所申込数は91人増加、母親の就労割合は16.6ポイント増加していました。このことから、母親の就業率の上昇が待機児童の発生の主な原因と考えられます。

待機児童解消のための町の取組としては、公立保育所の建て替えや小規模保育事業による定員の拡大により解消を図るほか、保育士確保の取組を継続していきたいと考えています。

また、令和4年度には町内の既設私立保育園の建て替えによる定員の拡大が見込まれておりますので、待機児童の解消につながることを期待しています。

最後に、待機児童を抱えた家庭への支援についてお答えします。

町では、一時的に家庭での保育が困難となる場合や、育児疲れによる保護者の負担軽減を図るため、保育園、幼稚園に在籍していない満1歳から就学前までの児童を週3日以内、月14日までを上限として一時的に預かる一時預かり事業を町内の認定こども園に委託し実施しています。

また、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり援助を受けたい人とその援助を行う人との相互援助活動に関する連絡や調整を行うファミリー・サポート・センター事業を実施しています。

これらの事業を活用していただくことで、待機児童を抱えた家庭の負担軽減につながるものと考えています。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） ありがとうございます。

まず何点かあるんですけども、潜在保育士、知人とか知り合いを通じて8名であったということなんですけれども、これ以上は実際いないのでしょうか。もっと深く調べるともっといるんじゃないかなと思うんですが、知人以外でそういう調べ方はなかったのでしょうか、お聞かせください。

○議長（加藤博徳） 平村福祉課長。

○福祉課長（平村展章） 知人あるいは職員の人脈以外に調べる方法はなかったのかというふうな御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、潜在保育士の個別勧誘につきましては、過去に保育士として勤務をした経験のあ

る方を中心に声かけを行わせていただきました。どうしてもそうなってきますと、一緒に過去に仕事をさせていただいた方が中心になっております。これが現状でございます。

また、その声かけを行っていく中で、御結婚であったり出産、介護等、様々な理由や御事情で保育現場を離れている方が多数いらっしゃいました。その保育現場への復帰や就労の話を切り出しただけで、ああもう無理ですよというふうなことでお話をなかなか聞いてもらえないというふうな現状もございました。そうした中で、具体的にお話を聞いていただいた方が8名いたというふうな状況でございます。

今後は、さらに職員の知人や人脈を拡充させるような方法については、今後研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 次の質問に行きます。

弾力化ですけれども、先ほどこういう弾力化、定員以上の子どもを受け入れる弾力化によって24名増やしたということですが、職員の反応はいかがでしょうか。

○議長（加藤博徳） 平村福祉課長。

○福祉課長（平村展章） 子どもの受入れを定員よりも24人増やし、弾力化を実施したということで、特に職員から非常に保育業務が煩雑になったとかというふうな声は上がっておりません。町といたしましても、保育士、保育現場併せまして、何とか受け入れできる子どもについては今後も受け入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） これは例えばなんですけど、私実態を知りませんので例えばで言うんですけれども、例えば3歳児でしたらおおむね20人に1人というところを、例えば25人に1人にするというようなことだと思うんですけれども、私結構職員の負担、保育士の負担になるんだと思うんです。やはり町のほうから言いに来て、どうですかって言っても、大丈夫です、やれます、これを言うのが普通です、私でも言います。

ただ、人数が増えても子どもの世話をすること、実際に労働基準法によって休憩時間っていうのは定められてますけれども、ほとんどの保育士が取れてないんじゃないかと。給食の時間も子どもに食べさせなければいけない、自分たちはかき込むようにして食べる。お昼寝の時間がある、そのときに一緒に昼寝するんやなしに事務処理をします。そういうところで、定員以上の子どもをみせるっていうのは、かなり保育士に負担を強いたげているということが言えるので、このあたりはぜひ考えていただきたいなと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

それでは、率直に聞きます。待機児童の責任は一体どこにあるのでしょうか。

○議長（加藤博徳） 何番目。

（4番曾我部秀司議員「いや、待機児童全般の問題で待機児童の責任は一体どこにあるのでしょうかという質問です」の声あり）

答弁ありますか。

暫時休憩します。

午前9時45分 休憩

午前9時45分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

早瀬保健福祉部長。

○保健福祉部長（早瀬晴美） 待機児童発生の原因ということなんですけれども、発生の責任というのは、発生したことについては仕方がないこと、先ほど答弁しました母親の就業率の上昇とありますので、発生の責任というのはちょっと町のほうではないかなと、社会的に発生したことかなと思うんですけれども、それを解消する責任というのは町のほうにあると考えます。

そのために、先ほども答弁しましたがけれども、町の取組としまして公立保育所の建て替えとか小規模保育事業の定員の拡大によって定員拡大に努めていくということになるかと思えます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） すいません、曖昧な質問をしまして。

その件に関してなんですけれども、確かに発生は仕方ない部分があると思うんですけれども、解消する責任は私はやはり町にあると、これはそのとおりだと思うんです。

そのことについてお伺いするんですけれども、二、三年前に私はある人から、4月の段階で待機児童になってしまったと、どうにかしてくれないかと町に相談したところ、町は何もできないと、自分たちで探していただきたいというような旨を言われたと大変困っていました。確かに、先ほどありましたような一時的な預かり、これはありますけれども、やはり預けたい人は4月から預けたいと思っているんですけれども、自分たちで探してほしい旨のことを言われた、このことについてはどう思われますか。

○議長（加藤博徳） 今のことについての答弁ありますか。

暫時休憩します。

午前9時49分 休憩

午前9時49分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

早瀬保健福祉部長。

○保健福祉部長（早瀬晴美） 先ほどの件ですけれども、職員の対応、町民の方に対しての言い方については、直接私どもは聞いてはおりませんが、問題があった言い方であったと思います。

しかしながら、こちらのほうで保育を提供することができないという事実は、そのとき仕方がなかったのかなと思います。答弁にも言いましたけれども、一時預かりとかファミサポを御案内するというような、そういう方策しかなかったのかなと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） ありがとうございます。

次の質問なんですが、ちょっと通告書を出して、後から分かったことなので答えられる範囲で答えていただけたらと思います。というのが、令和2年度子育て・健康課の決算審査調書の中で、事務事業の実施状況、保育幼稚園係、保育に関するところのところに入所定員数564名、これは町内の公立、私立保育所、私立認定こども園と、それと入所児童数は653名と、この差89名があるんですが、これは89名のものが町外の保育所等に通っているということでしょうか。もし分かるようでしたらお答えください。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

塩梅子育て・健康課長。

○子育て・健康課長（塩梅敬介） 先ほどの御質問なんですが、町外の私立の保育所も含まれております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） すいません、私立の保育所というのは町外の私立の保育所ということでしょうか。

○議長（加藤博徳） 塩梅子育て・健康課長。

○子育て・健康課長（塩梅敬介） 町外の私立保育所も入っております。

以上です。

（「町内、入ってる、町内」の声あり）

町内は入ってます。

（「町内、町外」の声あり）

町内、町外、私立保育所は入っております。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） すいません、分かんのですが、さっき言った564名のとこ

に町内の公立、私立保育所と書いてあったんです。ということは、もう町外ということでよろしいですね、分かりました。

ということは、松山市の令和2年4月1日時点の待機児童数は42名、松前町から町外に行っているのが89名であったということは、私これは松山市の待機児童問題の一因になっているのではないかというような気がしておるんです。

町内だけでの問題ではないと。確かに、保護者の意向でこの私立へ行かせたい、町外の私立へ行かせたいとか、兄弟、兄や姉がこの松山の保育所へ行っていたから入りやすいからこっちへ行くという人もいるでしょうし、松前町に入れなから松山市のほうを頼ったと、知り合いを頼ったというようなこともいろいろなパターンが考えられるんですが、ということは昨年度が松前町が6名だったと思うんです、待機児童数が。ということは、松前町が町外へ行くことによって松山市の待機児童の問題の一つの原因になっていると考えてもおかしくないと思います。

もう最後、意見を言わせてもらって終わります。

先ほど部長のほうからもありましたが、私のほう施設に関しては質問しておりません。これは確かに動きが見えております。令和4年度、私立保育所の建て替えによる定員拡充、拡大、令和5年度公立保育所の建て替えによる定員拡大、同じく令和5年度公立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行で施設のほうは何となく見通しが立っているなど思うんですけれども、増やすということは、定員を拡大するということはやはり保育士を確保しなければいけないと。公立幼稚園が幼保連携型認定こども園への移行をした場合にも、幼稚園教員もほとんどの人が保育士資格を持っているから間違いないと思うんですが、やはりそれでも定員を増やすということになると保育士の確保が問題になってくる。どのようにしてこれから確保していくのか、そこはしっかり考えていただきたいということ、定員以上の弾力化を図って、もう1年、もう2年今の保育士に負担増を強いるのか。先ほど言いましたように、保育士の仕事は本当に大変です。一度部長あたり行かれてみてはどうですか、1週間。本当に朝から帰るまで大変です。先ほど言いましたが、保護者対応も今多様化しております。本当に大変です。ですから、私保育士にこれ以上の負担増を強いるのはやめていただきたい。そのために早く保育士の確保をしていただきたいなと思っております。

去年の答弁、それから今年の答弁にありましたように、費用のかからないような形で保育士不足の解消に取り組んでいく。皆さんが言われた、理事者側が言われた取組、保育士資格を持つ潜在保育士に対する個別勧誘、働き方改革による魅力ある職場づくり、検証を基に私なりに考えてみると、やはり町内で保育士資格を持つ潜在保育士の調査、私はリスト作成をしたらどうかと、その潜在保育士や保育士養成施設の学生を対象に、保育や職場等に関するアンケート、聞き取り調査を実施すると。その結果から、受け手の考え方をし

っかり捉えて、費用のかからないような形で改善をしていく。その改善策を基に、こういうふうにして改善しますよというものを基に潜在保育士の勧誘、県保育関係交流セミナーブース出展時の説明資料とする。そういったことをできるだけ早いうちにしないと、令和4年度からそういうふうに施設を増やすということになると、保育士の確保というのが急務になってくると思うんです。そういうやり方でやっていただきたいなと思います。

3月の定例会本会議議案第20号令和3年度一般会計予算での質疑で、私がこのように質問しました。これは保育とは関係ないんですけども、義農精神を広める、それよりまず自分たちの生活向上、町民はそれを考えるのではないのでしょうかと。町民サービスの充実、向上を願うのが普通であり、知名度向上は役場職員が考えることではないでしょうかという質問に対し、町長答弁、義農作兵衛を広めることが町の利益につながり、町民の公共の福祉につながっていく、先ほど申し上げましたように観光が振興したり、あるいは町民の皆さんが自分のふるさとに誇りを持てたり、そういうことにつながることで目先ばかりの今のここの利益のことばかりの行政をしとるんでは、これは狭きに失するわけでありまして、将来も見ながら松前町が大きく発展するためのことを考えながら政策を打っていくというのが我々の義務だと思っております、決して役場職員のみでこんまいことを考えてるのではなくて、むしろ議員がおっしゃることのほうが視野が狭いのではないかと。いうふうに私は考えますがいかがでしょうか、町長はあなたは視野が狭いという私個人に対する発言がありました。義農大賞に対する町長の強い思いから、反対するであろう私に対する発言でしょうか、あの発言はいかがなものかと。

それはさておき、この町長の答弁が町長の考えであり、町の方針であるということですね。

これを待機児童問題で考えると、将来的に松前町の人口は減少、子どもは減少していく。よって、待機児童は時間がたてば解消してくれる。または、施設の建て替えが定員拡大するので解決すると。だから、今はそれ以外の住民サービスが大切であるということでしょうか。将来、待機児童が解消されると行政としてはよかったです。今待機児童を抱えている家庭にとっては今解消してほしいんです。解消する責任は町にあるはずで

す。民間企業は、利益追求のために利益につながらないことを一部犠牲にすることはありますが、行政は利益追求ではないでしょう。町民や町のためにいろいろ取り組んでいるはずで

す。その中で、今困っている町民に対して優先的にすべきではないでしょうか。今年度4月1日時点の本町の待機児童数は5名、全て1歳児でした。ということは、保育士数だけでいうと、保育士1名を採用しておれば年度当初の待機児童は解消していたことになりま

採用できたはずです。

以上です。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 非常にありがたい意見をいただきましてありがとうございます。

私が視野が狭いと申し上げたことにつきましては、少し言葉が過ぎたかもしれません。おわびを申し上げます。

ただ、前後の中で、今日議事録を持ってきてないので分かりませんが、議員のお言葉に対して私が申し上げたもので、前後を見てみないと私も何とも言えませんが、その辺はもう一回私も読ませていただいて反省させていただきます。

待機児童の解消の件につきましては、御意見もつものとおりでございますけれども、先ほどから答弁しておりますように、待機児童の解消を目指して町としては最大限の努力をしていることは御理解をいただいたらと思っております。

それからもう一つ、保育士の確保に関してですけれども、保育士を確保するのは物すごく簡単なんです。正規の保育士を入れればいいんです。正規の保育士は、たくさん受験を毎年していただいております。ところが、先ほどデータのお示しもしましたが、児童数はどんどんどんどん少子・高齢化の中で減っております。正規の職員を採用すると40年近くその職員を食わせていかなければいけません。子どもが減ったにもかかわらず、生首は切れませんので、退職はせずにその職員を抱えて保育所を運営していかなければならない。そういう児童減少をしている中での保育士を、正規をどのくらい雇うかというのが非常に微妙なところがあります。

一応計画をして、採用計画を立てて、その年の待機児童が出ないように採用するわけですが、やみくもに増やせないから、今は会計年度任用職員といいます。会計年度任用職員の職員を入れて、児童数に対応した柔軟に運営できるような形で、財政負担が大きくなるような形で運営しているという中で、先ほど言いましたお母様の就業率の変化によって、毎年々思ったように予想が外れるということもあり得るわけでありまして。その点についても御理解をいただいて、我々としては一生懸命努力していることを御理解をいただいたと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） これは私自身の考えなんですけれども、保育士数を待機児童数が出ないようにぎりぎり採用するのではなくて、やはり余裕をもって私は採用すべきだと思うんです。今の保育士の仕事は大変です。

ですが、先ほど言いました3歳児20名を25名、例えばです。それはむちゃであると。であれば、18人、17人で回せるようにしてほしいと。将来的には子どもの数が減ってくるで

しょうが、ほしたら保育士1人の負担を減らしてやる。例えば、将来的に先ほど言いました3歳児が18名やったのが15名で回せるようになった。それから、保育士はなかなか休みが取れません。そしたら、職員を増やすということはそういった休みも取りやすい、シフトも組みやすい、そういうことなんです。

ですから、とにかくぎりぎりで開所しようと、年度途中から入ってくる子もいますので、データを見るとやはり10月のほうが待機児童数が増えておるんです。

それともう一つ、私が言いたかったのは、松山圏域あります。松山圏域だけです、待機児童がいるのは。ということは、せっかくネットワークがあるんだから、一時的な出産で帰ったので見るというのはありました。それからもう一つは、勤務地が例えば松山だから松山で保育士をとというのではなくて、松山圏域の中で例えば松前町で待機児童が出たら東温市に空きがありますよ、東温市でもよかったらどうぞ、そういうようなネットワークづくりもしていただきたい。とにかく、なるべく保育士の負担を減らす、そういうふうを考えていただきたいなというのがもう最後に申し上げます。

以上です。

○議長（加藤博徳） それでは、曾我部秀司議員の1番目の件についてを終了します。

この場で理事者が交代しますので、暫時休憩をいたします。

午前10時6分 休憩

午前10時9分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 次に、義農大賞について3点質問させていただきます。

1つ目です。

義農大賞の目的の一つに、松前町の全国的知名度の向上としています。県内ではテレビやラジオのコマーシャルでPRしていますが、全国には義農大賞をどのようにPRしているのでしょうか、お聞かせください。

2つ目です。

現在の義農大賞応募件数、またその内容の概要でいいですので、お聞かせください。

3つ目です。

行政には、各事業による効果等を公表する責任があると考えます。ただ、町民の皆さんに直接関係する事業であれば取り立てて公表する必要はないと思います。例えば、松前中学校の校舎改築、これは見れば分かります。道路補修も同じく見れば分かります。また、福祉サービスとか施設利用、ああこれだけの金額でできるんだという実感ができます。

しかし、松前町の全国的知名度の向上が目的の一つであるにもかかわらず、この義農大賞によってその効果がどうであったかを町民の皆さんは知ることができません。町民の皆

さんに知らせるために、愛媛県を除く46都道府県、全国的に知名度等のアンケートを実施し、その結果を町民に知らせるべきであると考えます。

町長は、3月定例会で一般会計予算提案理由説明の中で、義農大賞に関して次のように説明しております。事業の効果についてですが、なかなか定量的にお示しすることは困難ですけれども、義農大賞を継続して実施することにより、作兵衛翁の知名度が上がることで松前町の知名度やイメージも向上することが期待されます、観光資源の少ない本町にとっては作兵衛翁の存在は大きな観光資源でもあります、作兵衛翁の知名度が上がれば、将来的には道後温泉に宿泊する観光ツアーにおいて、道後温泉に入る前や道後温泉を出発して愛媛を離れる前に義農公園に立ち寄ってもらうよう旅行会社に働きかけを行い、観光客を呼び込むようなこともできるようになるかもしれませんというふうに言っております。

町長は、義農大賞でこのような目的、効果を上げていることですから、例えばですが松前町、義農作兵衛、義農精神、義農大賞、こういうことを知っていますかとか松前町に行ってみたいですかなどの内容をアンケートにするべきではないでしょうか。アンケートの実施を考えていないかお聞かせください。

以上です。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 義農大賞についてお答えします。

義農大賞については、ポスター、テレビCM、ラジオCMに加えツイッターを活用するほか、国内唯一の公募情報誌で発行部数10万部の公募ガイドの8月号に募集記事を掲載し、PRと募集を行っています。

特にツイッターでは、義農精神を体現していると思われる活動や事業を行っている慈善事業団体や地元企業、全国企業を積極的にフォローし、そのフォロー先のフォロワーに義農大賞の情報が届くように工夫をしています。このほか、PR動画も制作いたしました。制作した動画は、町公式ユーチューブとフェイスブックを活用して情報発信しています。

応募件数は、現在5件です。うち1件は町内からの応募で、ほか4件は県内からの応募です。応募のあった活動内容は、社会福祉活動と環境保全活動であります。まだ応募が少ない状況ですので、より多くの方に義農大賞を知っていただけるよう、引き続き情報発信を工夫しながら積極的にPRを行ってまいります。

議員から御指摘のありましたとおり、この事業の目的は松前町の全国的知名度の向上です。事業の効果については、アンケート調査のように費用がかかる方法で測定するのではなく、どれだけの人に義農大賞を知ってもらったかを図ることで測定しようと考えています。

具体的には、義農大賞ホームページ、ツイッターのツイート及びユーチューブでのPR

動画の閲覧回数、これを目安にしようと考えています。これらの閲覧回数の合計は、9月1日現在2万3,254回となっています。

なお、事業の実施結果につきましては、事業完了後に議会に報告するとともに、町民の皆様に対しては町のホームページで公表することとしております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） ありがとうございます。

アンケートのよりもPRについてちょっとお尋ねします。

先ほどアンケートの代わりに9月1日現在でホームページ、ユーチューブ、ツイッターが2万3,000回程度閲覧されているということでしたが、私が見た限りツイッターはフォローは確かに100人、私は9月5日現在、昨日現在です。フォローは100人としておりました。ただ、フォロワーは26と。サダキヨ公でしたか、そちらのほうしか私は見てないんですが、かなり少なかったです。幾らフォローをしても、リツイートをしてもらえないと広がらないということなんです。それから、ユーチューブも昨日現在119回の再生でした。

どんなでしょうか。県外からの反応なんかは聞こえてきているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（加藤博徳） 田中総務課長。

○総務課長（田中俊臣） 事務的な内容ですので、総務課のほうからお答えさせていただきます。

正直、南海放送に委託して業務を行っておりますので、県内は広く周知啓発ができておるんじゃないかなと思うんですけども、やはりおっしゃるとおり県外のほうは現在ちょっと弱いかなと思っております。

ただ、現在の応募なんですけども、応募対象者は県内在住の方、全て県内の方なんですけど、他薦で応募していただいているケースがございます、その推薦者は県外の東京から推薦していただいております。少数ではありますが、県外へも周知できておると考えております。引き続き、周知啓発に努めてまいります。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 推薦者が県外、東京だから県外に広がっているとは言い切れない。県外の方が県内の人を推薦しとるわけでしょう。5件のうち1件が町内で県内が4件、全国的な知名度向上じゃなかったんでしょうか。そのあたり、今現在で県外からの応募がないってことはどのように町としては捉えているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（加藤博徳） 田中総務課長。

○総務課長（田中俊臣） おっしゃるとおり、町長の答弁にもありましたが、応募者数は少なく感じております。

ツイッターのほう、全国的な企業、県外の企業にもリツイートしたりフォロワーになったりで取り組んではおるんですが、今現在少々少ないのかなと思っております。また引き続き、県外へも周知啓発を努めてまいれたらと思っています。

なお、9月末まで募集期間がございます。県外、特に中四国のNPO団体に個別にお話をさせていただいて、広めていくところとしております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） すいません。質問の意図がちょっと伝わってなかったと思いますので、もう一回質問します。

県外からの応募がない、全国的知名度の向上とうたいながら県外からの応募がまだ一件もないというのをどういうふうに町としては捉えているのでしょうか、お聞かせくださいという。

○議長（加藤博徳） 田中総務課長。

○総務課長（田中俊臣） 県外からの応募がないことについてどう考えているか、失礼しました。やはり少し物足りなく感じております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） これから積極的に町のほうから働きかけるというのは、こういう問題です。義農大賞ですので、町のほうから働きかけるというのは私すべきではないと思うんですけれども、県外からの応募がないってことはどういうことなのかっていうことをしっかりと分析していただきたい。この事業そのものはどうだったのか。お願いいたします。

続いて、アンケートは実施しないということなんですけれども、アンケートですが全国的にする場合に許容誤差プラス・マイナス5%を要求する場合には、母集団が1万を超えると必要なサンプルサイズはあまり変化なしに384ほどあればいいという情報を私は手にしております。ということは、母集団は1億2,000万ですから384あればいいと。あれば、例えば10%として結果が出てきたものが5%から15%ですと、その範囲の中で確実性がありますよということです。

アンケートの回収率を25%、4分の1とすると、2,000も全国的にランダムに配れば、発送すればできます。このアンケート調査を配布することによって、ああ愛媛県松前町、私やったらどこやろうかなと思うて地図を見て、ああここかと。松前町の知名度向上にもつながります。ですから、2,000程度でありますから、それほど私金額は、費用はかから

ないのではないかと思うんですがどうでしょう、それでもやりませんか。

○議長（加藤博徳） 田中総務課長。

○総務課長（田中俊臣） アンケート、インターネットを利用してできないか考えたことがございます。そのとき、標本数384というところまでは考え至ってないんですけども、全国で例えば1,000サンプル、1,000件にインターネットでアンケートを取った場合なんですけど、見積りで20問問いがあれば120万円必要となっております。おっしゃる2,000サンプルであれば、単純に倍か、それよりは少なくなるのかなと思っております。

町長の答弁にもありましたとおり、その費用をかけるよりは現在のホームページであるとかツイッターの件数を一つの目安にしようと考えたところがございます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） インターネットは見なければ何もできないですよ。その個人宛てにメール等で送るのであれば別ですけども。ですけども、郵送ですればそれは職員がすれば通信費、消耗品、100万円もかかりません。何なら私がしてもいいです。安く上げようと思ったら、幾らでもやり方はあります。業者で委託すると100万円では済まんと思います。1,500万円かけるのであれば、100万円かけて町民の皆さんにその成果をお知らせする。私は安いもんだと思います。それでもやりませんか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 義農大賞の経費そのものが年間750万円なんで、それより高い調査費を使うんはどうもおかしいなというふうに思います。事業そのものの効果を計るのが事業費よりも高いというのはおかしいと。

ただ、そう思って、今の考え方ではさっき答弁したとおりの効果の計り方をしようと思ってるんですけど、議員の事前通告でこのアンケートのお話を聞いたときに、仮に2回目をやるとき、2回目をやるときは1回目の効果を計ることが知名度アップのPRになるだろうと。だから、そういう段階でのPRとして調査をするということも面白いかなあというふうに感想は起きました。

ただ、我々は職員にやれというのは、全国のサンプルを集めることはちょっと難しいんじゃないかなと思っておりますので、自前ではなかなかやりにくいというふうに考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） いや、私が言ったんは通信費、消耗品費で100万円あればできますよと。何も事業費より高くありません。ぜひ検討していただきたいんですが、多分駄目でしょう。

ただ、このアンケートを1回目して、2回目3回目とやりたいのであれば、1回目がこういう結果だった、2回目やったらこういうふうになりましたよ、あるいは変わりませんでしたよという、これも町民への私その効果の説明だと思うんです。何もなく、ただ義農大賞が終わりました。新作能でこっだけ盛り上がりました。それを広報まさきに載せて、はいこの効果がありましたでは町民、納得しない人もおると思うんです。

やはり目的に上げている以上、それがどうであったか説明する責任は私は絶対にあると思います。ぜひそのあたり、どういうふうにして全国の知名度向上とか、松前町のです、あるいは義農大賞、義農作兵衛、義農精神がどっだけ全国に広がったか、それを必ずどうであったかっていうのを数値をもって示していただきたい。例えば応募件数、これも公表していただきたい。終わった後です。そして、こういう内容でしたというようにきれいに説明をしていただきたい。その方法はお任せしますが、できるだけアンケートを私は取っていただきたいという意見です。

それから、かまんですか、続いて。

通告書にはなかったんですけども、お答えできるようでしたらお答えください。

今現在は5件応募があったと。その対象を選定する審査基準、評価基準というのは町のほうとしてお持ちでしょうか。分かるようでしたらお答えください。

○議長（加藤博徳） 田中総務課長。

○総務課長（田中俊臣） 審査の基準ですが、現在審査員の先生方、アグネス・チャンさん、そして仁科愛媛大学長、それと義農作家の早川さんという方がいらっしゃいます、に話し合っ決めていただくこととなっております。先月、8月上旬に、仁科学長と早川さんにその旨御説明させていただきました。アグネスさんのほうには委託業者のほうからお話をさせていただいております。

恐らく、これは推測なんですけれども、3月の町長の答弁の繰り返しになるところがあるかと思いますが、義農精神を体現しているかどうか、そして利他の精神にあふれているのかというところが軸になるのかなと思っております。具体的には、適時性、社会性、社会的ニーズ、継続性、自発性、地域への貢献度などがあるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 大川総務部長に個人的にお伺いします。

毎朝子どもの見守りをしている方、応募がありました。毎朝地域の公園を掃除している方、応募がありました。大川総務部長でしたら、どちらを大賞に選ばれますか。

○議長（加藤博徳） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） ただいまの質問ですけども、どちらというのは今の概略的など

ころだけでなかなか判断できかねます。

実際には、その内容というのを詳細に見比べて判断するようになるかと思しますので、今言われた2ケースとも義農大賞の対象となるとは私は思っております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） すいません、急に質問しまして。

私はもう、どちらも大賞です。人の善行を、私は評価をようしません、できません。どちらがより大賞にふさわしいかっていうのはできません。

また、これも3月の町長答弁であったんですけども、いろんなところで表彰制度をするじゃないかと、本町だけなぜしてはいけないのかというような感じの答弁がありました。確かに、私はボランティア活動を表彰するのは賛成です。反対ではありません。

ただ、ボランティア活動を表彰する場合に職員等で調査をして、例えば義農大賞にふさわしい行いをしている人はいないだろうか、そういったふさわしい個人や団体を選定を職員でしながら、表彰する側が選定をしながら最終的に職員で決めて、本人の了承の下、表彰するとか。あるいは、公募をした場合には対象を設けずに全員功労賞で表彰するというのが私は一般的だと思うんです。先ほど言いましたように、人の善行を評価すべきではない、これは前も言いました。ですから、大賞を決める審査というのは、個人、団体の善行に言わば優劣をつけると、こういうことです。

ということは、応募してきたものは恐らく義農精神を体現しているものです。その中から大賞を選ぶ基準っていうのを町がしっかり持って、審査員にそれを伝えていないと、審査員に全部お任せしますではいけないと思うんです。明確な大賞の基準をしっかり持って審査員に伝える、そういうふうにしていただきたいなと思います。

そしたら、アンケートはまずしないというので、町長、町内でもしませんね、いいです。

そしたら、最後に私の意見を言わせていただいて終わりにさせていただきます。

この義農大賞を含む今年度の一般会計予算は、全員一致ではなく賛成多数で可決されました。反対していた私も、可決された以上、その判断には従っております。

しかし、反対した議員がいたこと、当然町民の皆さんの中にも反対者がいたこと、賛成者、反対者、どちらが多かったか、それは私には分かりませんが、反対者がいたということは事実です。町として可決されたのだから事業等を執行するのは当然ですが、反対者がいた中で予定どおり進めるのはどうなのかと。反対の意見に耳を傾け、改善しながらその事業を進めるべきではないでしょうか。義農大賞であれば、私が先ほど言いましたアンケートとかいろいろな公表、そういうことを1つでもするべきではないでしょうか。反対者の意見も取り入れ、町民の皆さんがある程度事業実施に理解を示し、納得して進めるべき

ではないでしょうか。

8月30日付けの愛媛新聞にて、取材最前線「義農精神」の記事、これの最後に次のように書かれております。

「9月議会開会も目前。町の誇りである義農作兵衛の顕彰は、町・議会・住民が一丸となって臨むべき取り組みだろう。」と。今回のように、可決されたとはいえ賛否が分かれた場合、反対者の意見に一切耳を傾けなければ、町議会、住民が一丸となることはできないでしょう。また、その後このように締めくくっています。「義農精神を反映した町政についても、大賞を通じて考える機会になることを願う。」とあります。

ツイッターには、義農作兵衛の利他の精神をたたえ義農精神と呼ぶことになったのじゃ、おのれのことより他人を思いやる心、利他の精神、こういうふうにして書かれておりました。

町長、自分の公約より国や町の情勢をしっかりと捉え、今町民の皆さんに何が重要な町民の皆さんを一番に考えることが重要であり、町長の立場として義農精神を今以上に大切にしていきたいと考えます。

また、私が言うのもおかしいですが、義農精神、そして町民の声を反映した議会活動、これも切に願います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 貴重な御意見ありがとうございました。

議員がおっしゃいますように、町民が何を望み何を求めているかということについてアンテナを張って、それに対して応えていくのが我々の仕事だというふうに、衷心の仕事であると思っております。

ただし、それだけではなくて、やはり将来を見渡した将来の松前町の発展のために何をすべきかということも、またもう一つの仕事であると。その中の仕事として義農大賞、義農作兵衛が現在、昔の知名度がなくなって輝きを失っている中で、何とかしてこの義農、我が松前町の宝物だと思っておりますので、その義農大賞、義農作兵衛の輝きを取り戻すためにどうすればいいか、それをやっていくのもまた我々の仕事だと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員の一般質問を終わります。

10時50分まで休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

10番藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） ただいま議長から発言をお許しいただきました10番藤岡でございます。

今回は、コロナ禍で影響を受ける子どもたちを中心とした、そこにスポットを当てた課題を取り上げてみました。

まず最初に、生理の貧困についてということなのですが、生理の貧困という状況下で思春期の女子たちに自治体にして何か救済手段はないのか、端的にお伺いいたします。

最近、新聞やニュース番組の中で生理の貧困という言葉を目にするようになりました。経済的理由などで生理用品を十分に入手できない家庭が増え、東京都などでは昨年9月頃より都立学校の女子トイレに生理用品を配置することなどが決まっています。長引くコロナ禍の中で、生理用品の購入費用が負担になっていってもなかなか周りに訴えることもできず、つらい環境にいる女性たちが増えている実態が、これまた日本のユース女性の生理をめぐる意識調査というアンケートの中の結果から見えてきております。

女性にとって生理は当たり前の日常で、将来に向けてとても大事な体の機能から発するものであり不浄ではないのですが、まだまだ公の場では話したくないとか恥ずかしいとかという意識が働き、声を上げられない人も多くいます。そのため、経済的支援だけでなく、タブー視する環境の意識改革も必要なのかもしれない。

しかし、今現在緊急的にこの状況下では、自治体としても少なくとも小中学生女子に負担をかけないような方策を考えていくべきではないでしょうか。町としての考えをお聞かせください。まず、最初の質問とします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

平村福祉課長。

○福祉課長（平村展章） それでは、生理の貧困についてお答えいたします。

生理の貧困とは、経済的な理由により生理用品の入手が困難であるという女性が相当数いる社会問題です。

本年3月、公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパンが15歳から24歳までの女性2,000人を対象に実施した日本のユース女性の生理をめぐる意識調査結果では、生理用品の購入や入手をためらったり購入できなかったりしたことがあると回答した人が約36%、このうち収入が少ない、生理用品が高額だから、お小遣いが少ないからなど、収入や価格を理由に上げた人が80%となっています。

こうした状況の中、本年4月、公明党からの要望もあり、町では経済的な理由で生理用品の入手が困難な児童生徒が気軽に生理用品を使用できるようにするため、同月下旬、町内小中学校の保健室に従前から常備していた生理用品を女子トイレにも設置する取組を先行して実施しました。また、生理用品メーカーから県に寄附された生理用品が各市町に配

布されましたので、6月下旬以降はこの生理用品も活用しています。

この取組により、児童生徒からは困ったときにすぐに使えるのでうれしい、トイレにあると人に言いづらいときにも使用できて便利でうれしいとの声がありました。

児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、この取組は今後も継続してまいります。

また、町では今後、災害備蓄用に配備する予定の生理用品の更新の際に、従前備蓄していた生理用品を生理の貧困対策として活用することとしており、先行して実施している児童生徒への取組にもこれを活用し、引き続き教育委員会と連携して行うとともに、経済的な理由により生理用品の入手が困難な児童生徒以外の女性に対しても、社会福祉協議会を通じて配布するよう検討してまいります。

なお、県立学校には愛媛県から生理用品が配布されており、保健室に常備して配布していると聞いています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 生理の貧困について、町としてもいろいろな対策を講じているということを語っていただきましたけれども、その中でこれっていうのは消耗品でございますので、これからもずっと更新というか減ってくわけで、私のほうで調べたときに県内3企業からも生理用品の寄附がありまして、それについてまた相当数各自治体に配られたというようなことも聞いております。

そういうふうには供給があるときはいいんですけど、これから先その更新をしていくときに、ある程度そういった事態、コロナ禍が終わった後もやはりそれは継続的に、そういう事象がなくなっていくまで、町としてそういう対策を続けていっていただきたい、そういうのにある程度の予算化もお願いしたいなというふうに思います。

私はその配布について調べましたら、サイトのリンクがあるみたいなんですけど、私が調べたところでは、中予のほうでは松前町は外部サイトのリンクはなかったみたいなんですけど、それとは別にいろいろなことをされているのかなということで、特にサイトをつくっているとかそういうことではないんでしょうか、ちょっとそこだけお聞きしたいなと思ったんですが。

○議長（加藤博徳） 平村福祉課長。

○福祉課長（平村展章） 今藤岡議員御質問の生理の貧困に対するサイトというものは、町のほうではつくっておりません。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 分かりました。

また今後、いろんなやり方が町によってあると思いますので、それは一番ベターなやり方で進めていただけたらいいのかなと思います。

そして1つ、私その中にも書いているんですが、今回は経済的支援という立場で、そこから話を生理の貧困ということで進めていったんですけども、私はそのネックに経済的支援だけでなく、生理というものについての認識、そういったものがやはりタブー視されている環境の下でなかなか言い出せないとか、それからそういった意識改革という部分についてもやはり教育委員会のほうからの今後の性教育とか、そういったところでしっかりと女子たちがそういうことも発言できるようなそういった環境づくり、これはジェンダーフリーとかいろんなものにつながっていくものではあるんですけども、そのあたりの考え方として教育委員会のお立場で少しお考えがあるようでしたら教えていただきたいんですが。

○議長（加藤博徳） 住田学校教育課長。

○学校教育課長（住田民章） お答えいたします。

議員さんがおっしゃったように、子どもたちが生理用品を入手しにくい理由としましては、経済的な理由だけではないと思います。保護者から買っていただけない、買ってほしいと言えない、また自分で買うのが恥ずかしいというようなこともあろうかと思えます。

小学校では、保健指導の際に小学校高学年から生理の仕組みであるとか具体的な処置について保健指導をしておりますが、そういった中を通じて今後も子どもたちに対して生理についての理解を深めていただくように十分行っていきたいと思えます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 今後もこういうコロナ禍という異常事態が済んでも、やはりそういうバックグラウンドはしっかりと連携して続けて、できる限りそういった女子たちが負担をかけられないような、そういう社会にしていくように町としてのこれからの御努力をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に入りたいと思えます。

○議長（加藤博徳） 藤岡議員、すいません。

（10番藤岡 緑議員「あ、そっかそっか」の声あり）

行政の職員がかわりますので、暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時0分 再開

○議長（加藤博徳） 再開します。

藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 町内のヤングケアラーの実態はどうなのでしょう。そういった

ことに対して町としてのできる支援はあるのでしょうか。

ヤングケアラーとは、通学や仕事をしながら障がいや病気のある家族の世話や介護をしている18歳未満の子どもを意味します。本来、大人がすべき家族のケアを長期にわたり行うことで教育や訓練の機会を逃し、学校生活や勉学にも将来の進学や就職にも支障を来すことがあるようです。

そのため、ヤングケアラーを早期に把握し、支援のニーズを特定し、柔軟な教育の機会とサポートを提供することがとても大切なこととなります。これに当たっては、子どもの権利を擁護し、家庭におけるヤングケアラーの担うケアの作業の軽減とか責任を減らしていくことが重要だと思えます。

町内の実態はどうなんでしょうか。その実情をどこまで把握されているのでしょうか。コロナ禍の中で、ますます厳しい状況に追い込まれているのではないのでしょうか。彼らに対する支援について、町の考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

塩梅子育て・健康課長。

○子育て・健康課長（塩梅敬介） ヤングケアラーについてお答えします。

ヤングケアラーとは、法律上の定義はありませんが、一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。

ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや学校での活動に影響が生じることから、町としても早期発見と適切な支援が重要であると認識しています。

国では、ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題であること、また本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっており、地方自治体での現状把握も不十分であるとして、令和4年度から3年間ヤングケアラー認知度向上のための集中取組期間と位置づけ、社会的認知度の向上に取り組むこととしています。

このような中、愛媛県から町に対し、保護者のない児童または保護者に監護されることが不適当な児童の保護や支援を図るため、関係機関等により構成される要保護児童対策地域協議会においてヤングケアラーの概念について認識するとともに、関係機関によりヤングケアラーに対する支援が行われるよう適切な対応を求める要請がありました。

実は、現在ヤングケアラーと思われる事例を1件確認しています。

この件については、学校が主となり、実態把握のための家庭訪問及び面談を行い、関係機関でその情報を共有し、スクールソーシャルワーカーによる定期的な見守りの支援を行っています。

学校では、これまでも日頃から配慮の必要な子どもを早期発見し対応するため、見守りや観察、声がけなどを行うとともに、民生委員、児童委員など子どもの健全育成関係者と連携して、子どもの家庭や地域における状況の把握に努めていることから、今後はこうした取組において子どもの行動の背景にヤングケアラーである可能性があるという視点を持ち、ヤングケアラーの早期発見、把握に努めていただけることになっています。

町としましては、福祉、介護、医療、教育等関係機関へ周知啓発を行うとともに国の動向を注視し、国が検討した施策を踏まえ、ヤングケアラーの支援の在り方について研究していきたいと考えています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 非常に表面化しにくい問題だとは思いますが、全国的にこういった問題を抱えている子どもたちが、このコロナ禍でさらに孤立したような状態になって自分たちだけで受け止めてしまっている、そのことによっていろいろな問題を起しているというような実態も見えてきております。

今お話があったように、その1件の事例については学校のほうが対応されてるようなんですけれども、子ども自身が自分がヤングケアラーであるということに気づいていない、あるいは家族の介護とか扶養というのは自分たちがしなければいけないという義務感の中で、それでだんだんと疲弊していつていること自体を子ども自身が気づいていない。それを周りの大人たちとかそういった人たちが、子どもがそれを表現していないから大丈夫なんだろうということでスルーしてしまうことによって問題がどんどん子どもたちの将来に向けてのいろいろな可能性がそがれていったりとかということは、私たち大人の責任があるんじゃないかなという気がいたします。

ですから、相談窓口というかそういったものをしっかりと、ソーシャルワーカーの方とか民生委員の方、児童委員さんの方たちと鋭い視点でそういったところにも注視しながら、子どもたち自身が気づいていないことも、子どもたちにやはりそれは私たち皆で考えていかなきゃいけないし、まだ18歳になるまでの間にそういった負担をその子にかけさずことによって、進学とかいろんな面において、勉強時間のこともいろんなものを、問題抱えていることにさらに追い打ちをかけるようなこととなりますので、そういった相談窓口をやはりきちっとして、また子どもの心のそういった電話とかいろんなものがあると思うんですが、ずっと続けてそういったものがあるんだよと、自分たちだけで抱えないようにということを常に学校も、それからまた地域的にも、社協さんあたりも全て含めて、そういったヤングケアラーに対する視点をしっかりと、ここ最近ヤングケアラーの問題が出てきたんですけど、随分前からあったとは思いますが、私たちも十分そこらあたりを踏まえていなかった点を反省しなきゃいけないかなというふうに思います。そういったこ

とを続けて、これからコロナ禍がある程度収息したとしても、そういった問題は続いて起こっていくと思いますので、そういう窓口についてはしっかりと子どもたちを救済できるような形で続けていっていただきたいなと思います。

この点については以上とします。

それでは3番目、今度は通学路の再点検ということについて質問いたします。

7月って書いておりますが、これは事故が起こったのは6月末に千葉県で起きた小学生死傷の大きな交通事故がありました。そのことで通学路の再点検をするように全国向けの通知、これを出されたのが7月だったようです。その対策は検討されているのかということなんですが、千葉で起きた小学生死傷交通事故を受けて、国は安全対策を講じるために全国の通学路の点検を行うようなことを決めました。

全国の教育委員会などへの通知によれば、今回の事故を鑑みて、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっているような道路、ここは車のスピードが非常にしやすい場所になっており、過去に事故に至らなくてもとても危なかったという事例があった場所や、保護者や地域住民からの改善要望があった場所など、危険な箇所を抽出して取りまとめるように求めています。

松前町では、校區別に既存の通学路の危険マップなども、私ちょっとホームページを調べましたらそういうのもありましたし、再チェックや、これをまたさらに再チェックしたり、これを見直しをしたりするということは今後またされるのでしょうか。また、子どもたちの安全確保のために、関係機関と連携して再度私は対策を検討してほしいなというところであります。これに対する町の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（加藤博徳） 住田学校教育課長。

○学校教育課長（住田民章） 通学路の再点検についてお答えをいたします。

教育委員会と学校では、児童生徒の通学路の安全を最大限確保することが必要であると考えています。このため、各小中学校では、毎年教職員とPTA役員などによる通学路の安全の確認を行っており、特に小学校においては集団登校や集団下校に教職員や保護者が定期的に同行し、危険箇所の点検を行っています。また、地域の多くの見守り活動をしていただいている方からも危険箇所の情報をいただいております。指摘のあった箇所について教職員が点検を行い、安全の確保に努めています。

また、通学路の安全を確保するため、国、県、町、警察署、小中学校、PTA、地元関係者などで松前町通学路安全対策推進会議を設置して、毎年学校や地域からの情報を基に通学路の危険箇所を抽出して合同点検を行っています。

令和3年6月に千葉県で発生した痛ましい児童死傷事故を受け、通学中の事故防止対策として、各小中学校では児童生徒に改めて交通安全指導を行うとともに、国からの通知に基づき、議員から御指摘のあった観点を追加して通学路の再点検を行いました。

今後、各小中学校からの再点検の情報を基に、松前町通学路安全対策推進会議において合同点検を実施して、通学路危険マップに反映をさせることとしております。

これらの通学路の安全対策についての取組は、今後も継続して行い、児童生徒が安心して通学できる対策を講じていきます。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 早速にも動いていただいているようなので、今後も推進会議のほうで関係各位の方々がお集まりになり、またいつも保護者の方々の御協力も得て、そういった危ないところ、そういったところがさらに時間がたてば、前は大丈夫、安全だったと思ったところが急にまた抜け道になってみたり、いろんなことで環境が変わると前は安全だったんだけど危険なところになってみたり、またそのときは通学路自体を変えとかかというような方策もあるとは思いますが、それまでに大きな事故とかそういったことがないように、これは子どもたちだけの問題じゃなくって、もちろんドライバーの方とかそういった道路の問題とかいろんなものが複合的に絡んできて、あんな大きな事故につながらないように皆さんが努力していかなくちゃいけないんじゃないかというふうに思います。

私も見てましたら、写真入りで危険マップは各校区別にちゃんとつくられてますし、そしてそれに対しての、またどういうふうになってどういうふうな形でこれに対して対策をしているかっていうことで表になって出ておりましたので、こういうような取組というのは今後もぜひ続けていただいて、またさらにプラスされるようなことがあれば、そういったものが町民の皆さんにもすぐ分かるような形で表現していただけたらなというふうに思います。

私のほうから、これについては以上とさせていただきます。

それでは、最後の質問とさせていただきます。

災害用の備蓄品についてということなんですが、乳幼児のいる親や妊婦から要望の多い液体ミルクの備蓄についてのお考えをお聞かせください。

「明治ほほえみ防災プロジェクト」及び「トクする！防災」プロジェクトが全国の自治体に対して行った災害時における授乳環境の整備及び乳児用液体ミルクなどの備蓄状況に対する実態調査では、液体ミルクは12.3%の自治体に備蓄がされており、そのほとんどは長期保存が可能な缶タイプのものであったことが判明しました。液体ミルクは、被災地で衛生的な水や加熱器具がなくても赤ちゃんの栄養を守ることができると注目されています。

昨年10月に内閣府から全国の自治体に向けて、災害時における授乳の支援並びに母子に必要な物資の備蓄及び活用についてという文書が発信され、全国的に検討が進んでいます。ぜひ液体ミルクを災害用備蓄品に加えてほしいのですが、町のお考えをお聞きした

いと思います。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

友田危機管理課長。

○危機管理課長（友田秀樹） 災害用備蓄品についてお答えいたします。

町が災害用に備蓄しておかなければならないものは、食料や水のほか避難所生活に必要な物資があります。その中でも、食料と水は全ての人に共通して必要であり、優先度も高いため、町ではまず食料と水の備蓄を5年計画で進めてきました。

食料の備蓄については、一般的に多くの人を食べることができるパンを備蓄しており、乳児用のミルクについては、現在町では備蓄していません。

議員御提案の液体ミルクは、水や煮沸消毒を必要とせず、開封後すぐに授乳することができ、常温で18か月間保存が可能なため、災害時の母乳代替食品として活用が期待されています。このため、町としても来年度以降の備蓄品の整備に当たり、液体ミルクについて購入したいと考えています。

なお、液体ミルクだけではふだんとは異なる味や温度であることから、飲まない、好まないケースも想定されているため、ふだん使い慣れている粉ミルクについても併せて備蓄が必要だと考えています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 来年度から以降、備蓄を考えているということでお答えいただきましたので、またさらに味とかそういったものが違って飲めない場合もあるということで、粉ミルクも併せてということで非常に細かく避難所でのそういったものに対する対応を考えていただいていることは、非常に私としてはうれしく思いますけれども、避難に関しては分散避難とかいろいろ避難所自体の運営とかそういったものも、これからまた形も変わり、コロナ禍で随分と変わってきていると思いますので、その中の分散避難の中での、どうしてもそこで町が指定するとこの避難所に行かなければならないような方々についての特化したいろんな必要なもの、その中に私は妊婦さんとか赤ちゃんをお連れの方とかといったときにすぐに対応できるものということで、ぜひこの液体ミルクというのは非常に期待ができるものではないかなというふうに思いますので、ぜひ来年からお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員の一般質問を終わります。

質問席の整備を行いますので、ここで暫時休憩をさせていただきます。

午前11時18分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

3番渡部恵美議員。

○3番（渡部恵美議員） 議席番号3番渡部恵美が、議長の許可をいただいたので、一般質問を行います。

人・農地プランについて、3つの質問をさせていただきます。

まず1番目、全国的に農業は従事者の高齢化と担い手不足に直面しています。私の住む徳丸地区でも、農作業の傍ら、あと何年農業ができるやろか、後を継ぐもんがおらんけんこれからどうしたもんやろかと将来の農業への不安をよく耳にします。

そのような中、平成24年度から人・農地プランが始まりました。地域農業の経営継承の方針を決定するための事業です。松前町でも、地区ごとに地域農業の担い手となる農業者の調査が行われました。その当時の結果と課題について、町の見解がどうであったかお聞かせください。

次に2つ目です。

令和元年度に、関係法令農地中間管理事業の推進に関する法律が施行されたことによる人・農地プランの実質化について伺います。

その法律には、農地中間管理事業の利用等について定期的に農業関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ公表するものとあります。

また、協議に当たっては新たに就農する者を含め、幅広く農業者等の参加を求めるように努める、農地に関する地図を活用して地域における農業者の年齢別構成及び農業後継者の確保の現状、その他の必要な情報を提供するよう努めるとありますが、町としては具体的にどのように進めているのか伺います。

3番目、最後の質問です。

昨年度から実施された人・農地プランの実質化についてです。

各地域の農業者に行われたアンケートの回収状況、地域の現状の地図化、地域の話合いはそれぞれどのくらい進んでいますか。そして、農業者の年齢別構成や後継者の確保はどのくらい把握できているのでしょうか。農地の集約化など、5年から10年後の農地利用を担う中心経営体の現状と今後の予定など、現時点で見えてきている課題についてお伺いします。

以上です。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

金子産業課長。

○産業課長（金子裕之） 人・農地プランについてお答えいたします。

人・農地プランとは、農業者が話合いに基づき地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し市町村が公表するもので、平成24年に開始されま

した。

本町では、平成28年度までに北伊予校区7地区、岡田校区3地区、合計10地区において人・農地プランが作成され、地域農業を担う中心経営体や地域農業の将来方針が地域住民で共有されるようになりました。

しかし、平成28年度までに作成されたプランは、将来的に高齢化等により耕作者が不在となる農地を踏まえたものではなく、真に地域の話合いに基づくものではなかったことから、将来の農地の貸手と借手を結びつけるものではなかった点が課題となりました。

こうした課題を踏まえ、国はプランの実質化を図るため、令和元年度に関係法令の一部改正を行い、人・農地プランとしての要件を追加いたしました。

追加された要件は、1つ目にアンケート調査によって農業者の年齢と後継者の有無を確認すること、2つ目にその内容を地図化して話合いに活用すること、3つ目に徹底した話合いを行い、中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を作成することというものであり、これを満たさない将来のプランは作り直す必要が生じたことから、町では農業委員会と連携して町内の全地区について実質化された人・農地プランの作成を推進しているところです。

その結果、令和2年度には、南黒田、筒井、中川原、神崎、大溝、昌農内の6地区において実質化された人・農地プランが作成されました。

実質化された人・農地プランの作成に当たっては、追加された要件に従い、町が年齢別の構成や後継者の有無を地図化し、現在70歳以上で後継者のめどがない農業者の農地を将来的に耕作者が不在となる農地として捉えた上で、その農地を将来誰が耕作するかを地域で話し合い、将来の農地の貸手と借手を結びつけることができたことでプランの実質化が図れたものと考えています。

今年度は、引き続き、徳丸、出作、鶴吉、東古泉、大間、恵久美、北川原の7地区において実質化された人・農地プランの作成に取り組んでいます。現在の進捗状況は、8月末現在で、5地区でアンケート調査が完了し、2地区でアンケート調査を実施中です。

今後、アンケート調査の結果を基に、農業者の年齢構成や後継者の有無を地図化し、来年1月までに地区での話合いを行い、農地の集約化に関する将来方針を作成していく予定です。

実質化された人・農地プランの中心経営体の現状としては、令和2年度に作成された6地区では、合計35経営体が将来的に耕作者が不在となる農地の中心経営体として位置づけられ、その平均年齢は61.3歳となっています。

プランは、5年後から10年後に耕作者が不在となる農地と中心経営体を明確にすることが重要であり、随時更新していくことが今後の課題となるため、地域や農業委員会と連携しながらプランの更新にも取り組み、地域農業が将来にわたり安定して継続できるよう努

めてまいります。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 渡部恵美議員。

○3番（渡部恵美議員） 人・農地プランができてから、平成24年ですけれども、それからでも本当にそのとき60歳の方がもう70近くって、現役で70でやってた方がもうわしらもようせんけんというて手放す、その多分平成24年度、最初にしたときはあまり皆さん危機感がそんなになかったんだと思います。町が率先してこのように5年後、10年後、自分たちも年を重ねていく、そのときにこの農地は誰がやってくれるのか、そういう不安を持ちながら、当初は皆さん迷いながらですがこの調査を見守っていたと思います。

それで、ああこれは何ぼにもいかなんということ、国のほうも新しく法改正をして実質化をしていこうっていうことでなったんだと思いますが、1つ質問させてください。

先ほどありましたが、経営体というのはどのような位置づけですか。大きい、小さい、いろいろあると思うんですが、個人とか団体とか、それを。

○議長（加藤博徳） 金子産業課長。

○産業課長（金子裕之） 議員さんから御質問いただきました中心経営体についてでございます。

中心経営体につきましては、まず国の定義といたしましては、中心経営体の位置づけとしまして認定農業者の方、認定新規就農者の方、集落営農組織の方等が定義で掲げられておりまして、こういう方が、先ほど議員さんから言われましたように、将来高齢化によりまして耕作ができない農地が出てくる、その農地をこの中心経営体の方がカバーをするということで、今後誰がどの農地をつくっていくかということを明確にしたいということで、この中心経営体の方がクローズアップされております。そういう方に今後お任せを、あらかじめ計画をつくって誰がどこをするかということを決めて、今後地域農業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 渡部恵美議員。

○3番（渡部恵美議員） 分かりました。

それから、もう一つだけちょっとお聞きしたいなあと思ったことがあって、松前町って物すごく平たんで、農業をするにはとても好立地なところだと思います。それで、例えば山間地でしてたような人が、もう山奥では田んぼはつくれんけん、松前町まで来てつくろうとか、逆に松山市は地価が高くなり、農地として存続させるよりはもう売っちゃって、農業は松前町に来てしようかなあとか、そういうお話も少しは出てきているんじゃないかと思うんですが、そういう現状はどうでしょうか。

人・農地プランは、あくまでも松前町内だけで完結することなのか。その辺をひとつお

聞かせください。

○議長（加藤博徳） 金子産業課長。

○産業課長（金子裕之） 御質問いただきました町外の方が耕作することについてという御質問ではなかろうかと思うんですが、議員さんから御質問いただきましたように、現在松前町でも松前町以外の方が耕作して、松前町の農地をカバーしてくれている方がいらっしゃいます。

そのような形で、やはり自分の例えば地区だけではどうしても農地を耕作するとかが難しい場合は、その方々は入り作と言われますが、そういう方の力も借りて、なおかつ農業生産法人も徐々に立ち上がっておりますので、そういった方々の力をお借りして、今後の松前町の農地を将来にわたり保全していきたいというふうに思っておりますので、今後とも産業課としては人・農地プランを推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 渡部恵美議員。

○3番（渡部恵美議員） よく分かりました。

できるだけ若手の方に参加していただいて、農業の若返りに努めていただきたいと思います。

最後になりますが、この1年世界的な新型コロナウイルス感染症の影響により日常生活が大きく変わりました。外食産業の低迷などにより、農業の厳しさも増しています。それと同時に、安全・安心な国産の農産物への関心や期待も高まっているように思います。

今年も実りの秋を迎え、稲刈りの季節となりました。農地を維持するということは環境を守ること、それは持続可能なまちづくりにもつながります。この人・農地プランは、これからの農業を担っていく世代が効率的な農地利用やスマート農業を行うために必ず必要となる重要な取組です。農地を見える化することは、人と農地の問題を解決するための未来の設計図でもあるのです。

私も農業をしておりますが、稲刈りが終わり麦まきの季節になる頃、地元の方に作兵衛さんが命に替えて守った麦種を、あんたら任してもらってもらいよんやけん、頑張っとなと声をかけられたことがあります。ああ、そうだあと思って、一粒の種を粗末にもできない、きちんと発芽させ大事に育てていかなければならないなと思っております。

今農業を守っている人たちが安心して農作業に励めるように、これから農業を頑張っていこうとする人が増え、松前町の農業が発展していくことを心から願っております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（加藤博徳） 渡部恵美議員の一般質問を終わります。

ここで質問席の整備をいたしますので、暫時休憩をいたします。

午前11時36分 休憩

午前11時39分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

5番影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） 議席番号5番、公明党影岡俊範が議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、私の質問。下水道事業を取り巻く環境変化による新たな課題と今後の方向性について質問いたします。

国土交通省は、浸水対策を推進するため、法制度の創設や財政支援、技術支援を行っているが、当町の取組についてお伺いいたします。

平成31年3月、国土交通省の下水道施策に基づき質問をいたします。

近年、計画規模を上回る集中豪雨の多発、都市化の進展、放流河川の能力不足、土地利用の高度化などにより、内水氾濫の発生リスクが増大していることから、下水道施設の整備によるハード対策と内水ハザードマップの公表やリアルタイムの情報提供等のソフト対策の両面から、選択と集中の考えの下、計画的な浸水対策を推進する必要があるとされております。

法制度として。国土交通省は都道府県知事または市町村長が雨水出水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして、指定した公共下水道等の排水施設等について雨水出水特別警戒水位を定め、水位がこれに達したときには、都道府県知事または市町村長は、その旨を水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求め、一般に周知する水位周知下水道制度を創設しましたが、当町の対応は。

2つ目は、財政支援について。

国土交通省は、下水道浸水被害軽減総合事業を創設し、浸水防止に取り組む必要性が高い地区において、ハード対策に加えソフト対策の強化や自助による取組も盛り込んだ計画を策定し、貯留・排水施設、雨水浸透施設、防水ゲート又は止水板、透水性舗装等への補助を拡大し、下水道の浸水対策を緊急かつ重点的に推進しているが、当町での対象となる事業はあるのか。

3番目、技術支援につきまして。

効率的な事業の実施に当たっては、浸水対策を実施すべき区域を明確化し、きめ細やかな対策目標の設定や事業の重点化、効率化を図ることが必要である。そのため、雨水管理総合計画策定ガイドラインを策定し、下水道事業、（雨水）を実施する全ての市町村に対して対策効果を最大限発揮するため、対策場所とその整備水準を明らかにした下水道（雨水）の全体計画である雨水管理総合計画の策定を促進しているが、当町の取組はということとであります。

次に、耐震対策として、マンホールトイレ設置のお考えはあるのかということについて

お聞きいたします。

近年、大規模地震が頻発し、下水道施設が被災するとともに、首都直下地震や南海トラフ地震等の巨大地震の発生が予想されていることから、下水道施設の耐震化による防災対策と、下水道BCP等により被害の最小化を図る減災対策を組み合わせた計画的な地震対策を推進する必要がある。

また、避難所におけるトイレ環境の確保のため、マンホールトイレの整備についても推進することが必要である。

下水道施設の耐震性能に関しては、「地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること」と定められております。

マンホールトイレについては、平成29年度末現在、全国で約3万基が設置されている。マンホールトイレを管理している団体の割合は、政令市では95%であるのに対し、人口1万人未満の都市では7%と大きな開きがあり、中小規模の市町村で整備が進んでいない。マンホールトイレは、熊本地震時に避難所において有効に機能するなど、災害時のトイレ機能確保の一翼を担っており、引き続き整備促進を図っていくことが重要である。当町は、マンホールトイレ設置の考えはあるのか。

3番目、耐震性能が確保されていない下水道施設や電力供給停止時の非常用電源も有していない、もしくは能力が不足している施設等、当町に該当するものがあるのかということに関しまして、全国の下水道施設約6,200か所、重要な幹線約8万kmについて緊急点検を行った結果、下水道施設の地震対策等の状況については以下のことが判明した。

耐震性能が確保されていない下水道施設が約3,800か所、処理場約1,300か所、ポンプ場が約2,500か所。電力供給停止時の非常用電源等を有していない、もしくは能力が不足している施設約1,100か所、処理場約500か所、ポンプ場が約600か所。当町に該当するものはあるのでしょうか、お尋ねいたします。

4番目、財政計画書作成支援ツールは活用されているのかということについてお尋ねいたします。

人口減少、脆弱な執行体制、施設老朽化の進行など、下水道事業を取り巻く環境が厳しさを増していく中で、下水道施設を適切に管理し、事業の持続的な運営を確保するためには、下水道管理者が自らの資産や経営の状況、将来の見通しを的確に把握し、分析するとともに、マネジメントサイクルを通じて経営の健全化に効果的な方策を選択し、着実に実施することが必要である。

国土交通省は、施設の設置及び機能の維持に関する中長期的な方針や計画の実効性を財政面で担保する観点から、下水道使用料を確保するための事業計画期間における取組を記載する等の事業計画制度の拡充を行った。

これにより、財政計画書及び施設の長期的な改築の需要見通しを踏まえ、中長期的に事業の持続性を確保するための経営の健全化、執行体制の確保に向けた取組を求めている。

財政計画書や経営戦略の作成支援の観点から、公共下水道事業を対象とし、地方公営企業年鑑の過去データや国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口等を活用した長期の収支見通しを定量的に把握するための推計ツールを平成29年度に開発、提供した。この財政計画書作成支援ツールは活用されているのか。

以上、私の質問であります。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

渡部公営企業部長。

○公営企業部長（渡部博憲） 下水道事業を取り巻く環境変化による新たな課題と今後の方向性についてのお尋ねのうち、下水道事業における取組についてお答えいたします。

近年、全国的に想定を超える浸水被害が多発したことを受けて、国土交通省において、下水道事業に係る法整備等の制度構築や財政及び技術的支援など浸水対策に向けた取組が進められております。

本町では、下水道事業はこれまで汚水処理に係る施設整備に重点的に取り組んでおり、雨水事業については現在のところ実施に至っておりません。

御質問の水位周知下水道制度や下水道浸水被害軽減総合事業は、いずれも下水道施策としての雨水事業に関するものであるため、現在のところ本町では該当がありません。

なお、本町の内水氾濫に対する浸水対策事業としては、下水道事業ではありませんが、長尾谷川右岸地区においては筒井地区での排水路断面拡幅工事に着手したほか、義農湛水防除施設を補完するため、松前保育所跡地に雨水貯留施設を計画しています。

また、公共下水道の雨水計画については昭和62年度に認可を受けておりますが、計画の具現化が現実的ではないため実施に至っておらず、見直しを検討することとしています。雨水計画の見直しに際しては、これに先立ち、雨水管理総合計画の作成が必要であるため、議員お尋ねの雨水管理総合計画策定ガイドラインを参考に、雨水管理総合計画の策定を進めていきたいと考えております。

続きまして、下水道施設における耐震性能や非常用電源の有無についてお答えします。

平成13年度末に供用開始した松前浄化センターや避難所等の施設に直結する重要な幹線管路は、国の耐震基準に基づき設計及び施工がなされているため、耐震性能は確保されております。

また、非常用電源については現在設置しておりませんが、長時間の停電が懸念される場合は仮設の発電機をリースして対応する予定としております。なお、大規模地震等における停電対策としては非常用発電機の設置が必要と考えておりますので、実施に向けた検討を進めていきたいと思っております。

最後に、国土交通省の財政計画書作成支援ツールについてですが、このツールは統計データ等を活用して維持管理費等の将来予測値の推計を行うことができるものです。緻密な分析が可能なものではないため、これまではこのツールを利用しておりませんでした。包括的な概算シミュレーションが簡易に行えることから、今後はより細やかな経営分析を行う上で、補完できるツールの一つとして活用し、下水道事業の最適な運営を目指した取組を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 友田危機管理課長。

○危機管理課長（友田秀樹） マンホールトイレの設置についてお答えいたします。

松前町には、マンホールトイレ専用のマンホールや常設のマンホールトイレはありませんが、下水道管理用のマンホールを活用して設置することができるよう、町内9か所の指定避難所に20基のマンホールトイレ用資機材を備蓄しています。

公共下水道が整備されている松前小学校、松前中学校、松前公園体育館については、下水道のマンホールに直接設置し、公共下水道が整備されていない残りの6か所の指定避難所については、浄化槽のマンホールに設置して使用することとしています。

マンホールトイレについては、地震等による下水道管の破損などにより使用できないケースも想定されることから、マンホールトイレだけに頼ることなく、簡易トイレや携帯用トイレなども併せて備蓄しています。

避難所における災害用トイレは必要不可欠であることから、それぞれのトイレの利点を考慮して備蓄を進めてまいります。

以上です。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） 大変よく分かりました。

最後に、質問ではこの財政計画書作成支援ツールについてあまり活用はできてないというふうな形の御返答やったと思います。ですが、本町のホームページに掲載されております投資・財政計画というのがあるかと思います。それは、いわゆるこの支援システムを活用した形のデータの掲示になっておろうかと思っております。

そこで質問をさせていただきます。

それは、収益的収支と資本的収支があって、一番最後のところに他会計繰入金という表示がされております。これは、令和2年度の見込みと令和3年度から令和12年度、これも年度ごとの繰入金が表示されております。令和3年度から令和12年度を年度平均いたしましたら、これは大体が3億5,000万円弱がずっと表示されております。資本的収支、収益的収支を比較すれば、経営は健全であるというふうにならなくて表示されておりますが、その裏側には一般会計年度3億5,000万円、それが10年間投入されるというバックがありま

す。

下水道事業は独立採算、そして受益者負担を原則とするならば、この一般会計の繰入金
を圧縮することが求められるものだろうと私は考えます。そのためには、使用料、接続率
をどのような段階でどのような設定にするのか、そういう目標設定を定める必要があるの
ではないかというふうに思います。それを中期的、長期的に計画し、バックデータとして
は、対策としてはそういうデータをこのツールを使ってシミュレーションして、そして年
度年度でそれを評価していくという体制が必要ではなからうかというふうに考えます。そ
の点について、御返答がありましたら。ございませんか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） ツールを使うことについては、今後十分活用していきたい。緻密で
ないというふうに聞いておりますが、概略的なものは分かるようですので、使い道はある
と思いますので使っていきたいと思いますが、1つだけ訂正させてください。

3億5,000万円余りの額が一般会計から繰入れされているということにつきましては、
独立採算はあくまで運営の部分が独立採算でありまして、管渠整備、施設整備については
インフラ整備ですので、基本的に一般会計で負担すべきものであります。一部、赤字補
てんの補助金を出しておるのもありますけども、繰入金の中は負担金と補助金で構成され
まして、負担金というのはそもそも制度として一般会計が負担すべきものということで、
3億5,000万円全部が赤字補てんではないということを御理解いただきたいと思
います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 部長はかまん。

影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） そうしましたら、3億5,000万円のうち基本的な、今の御説明
で私も分かったような分からんような、その区別ですけども、3億5,000万円として、い
わゆるマイナス分についての補てんというのはどれぐらいになるのかというのはお分か
りになりますか。

（「負担金額と補助金額分かりませんか」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質問の意味、分かります。

中村上下水道課長。

○上下水道課長（中村慶彦） お答えいたします。

管渠整備等の負担金につきまして、概算2億5,000万円です。赤字補てんとい
いますか赤字の部分についての補助金につきましては、概算1億円という割り振りにな
っております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） その1億円というものについては圧縮していく、その考え方を、やっぱり年度年度、あるいは中期、長期で圧縮していく方向での知恵を働かせて、接続率を上げるなり、あるいは使用料をどうするのかということ、年度年度目標として、ほで、それを評価して行って、それで下水道事業を町民に見える形にして、説明責任を果たすとともに理解を得ていくという方向性を考えて事業に取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（加藤博徳） 答えは。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 実は、下水道事業はせんだってまでは特別会計でやっておりましたので、その赤字補てんを一般会計の中でやるのはあまりにも意識してなかったわけですが、今回公営企業ということで位置づけを変えましたので、公営企業であればその独立採算制というのはしっかり打ち出さなきゃいけないということで改善をしていくように努力をしたいと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） 以上で終わります。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員の一般質問を終わります。

13時30分まで休憩をいたします。

午後0時3分 休憩

午後1時29分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

2番西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 2番西村元一が議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1番目に、はだか麦についてお尋ねします。

今後の生産方向性について、町はどのような考えであるか。

松前町は、はだか麦の生産量は何年か前まではトップであったと思います。今は、全国3位になっています。今までは、全農が一手に買取り契約を結び、国の交付金もあったが、2年前から需要の低迷により市場でだぶつき、昨年はどうにか100%契約できましたが、今年、すなわち来年の春収穫のはだか麦については半分しか契約できないことの話があるようです。

昨今の新型コロナの影響により、販売が予定どおりできていないことは承知しています。しかし、農家は種子も肥料も注文済みで戸惑っています。不安でたまりません。

そこで、以下の点について町の対策をお聞かせください。

松前町の方針は。2、生産者への説明は。3、全農との調整はどのようになっているのか。よろしくをお願いします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） はだか麦についてお答えいたします。

愛媛県は、34年連続ではだか麦の生産量全国第1位を誇り、松前町が県内3大産地の一つとなっています。

このため、町では、食物繊維が多く健康にもよいと言われるはだか麦をもっとたくさんの人に知ってもらいたいという観点から、平成28年度から昨年度まで、芽吹きと実りのはだか麦プロジェクトを実施しました。

はだか麦を使ったおやつや料理を提供していただけるお店として9店舗を認定しているほか、あわしま堂、愛媛大学との産官学協業で開発したはだか麦の栄養や保健機能を十分に残した高機能おやつ「はだかむぎゅ」が県内各スーパーで販売されるようになっているなど、松前町といえばはだか麦の町として積極的に周知を行ってきました。

令和3年産の愛媛県産はだか麦については、令和元年及び令和2年産に引き続き、生産者の栽培技術の向上と好天に恵まれたことによって豊作となり、供給過多となっています。こうした状況の中、はだか麦を購入している者が2年分強の在庫を抱えていることから、全農、農協及びはだか麦の生産者は、令和4年産以降、需給バランスが整うまで県内のはだか麦の作付面積を抑え、はだか麦に代わる作物として小麦や他の作物への転換を図る方針を打ち出しました。

この方針は、生産者が供給過多となっている状況を理解した上で、はだか麦の生産を抑制するもので、将来にわたり安定した農業経営を継続するため、全農がリーダーシップを取り、生産者自らが選択したものと認識しております。

現在、松山市農協が町内の生産者に対して小麦への転換希望面積を把握するためのアンケートを実施しており、この結果を踏まえて、最終的に松山市農協がはだか麦の作付面積の調整を行うと聞いています。

町としては、今後町内の生産者の動向を注視し、県や全農の支援の状況を踏まえながら、町として支援の必要性や内容について検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） ありがとうございました。

それで、先ほどの渡部さんの質問にもあったんですが、畑を開拓する人には補助金が出ます。このはだか麦に対しては補助金はないんですか。

○議長（加藤博徳） 徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 先ほども答弁の中で申しましたように、今現在まだ最終的に松山市農協がはだか麦の作付面積の調整を今行っております。

その動向を踏まえて、県や全農の支援の状況も踏まえながら、その後、町として支援の必要性があったり、内容については検討していきたいと考えております。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） ありがとうございます。

続きまして、2番目の質問に移ります。

自転車道について、町全体の自転車道整備計画を説明してください。

筒井徳丸線からエミフルまでは立派な自転車道が完成し、スムーズに通行できますが、そこへ行くまでは大変苦勞します。町全体の整備状況を含めて、自転車道整備計画を説明してください。

1、町内の自転車道設置道路の今後は。2、県道沿いの自転車道の整備状況は。よろしくお願いします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

山田まちづくり課長。

○まちづくり課長（山田善仁） 自転車道についてお答えします。

近年、自転車は、排気ガスや騒音も出さない環境に優しい乗り物として、また健康志向の高まりも相まって、その手軽さと便利さから多くの人々に利用されています。

このような中、愛媛県では平成23年度から自転車新文化の推進に取り組んでおり、地域経済の活性化を実現するための主要施策の一つと位置づけていることから、本町でも多くの町民が自転車の楽しさや利便性を感じ、安心・安全に自転車を利活用できる環境をつくる必要があると考えています。

このため、町としても町内のサイクリングコースとして、まさき泉めぐりコースを設定し、サイクリストを分かりやすく誘導するブルーラインや案内板を設置したほか、令和3年3月に開通した町道西古泉筒井線に自転車通行帯を設置し、より安全、快適に走行できる環境整備を図ったところです。

御質問のありました県道沿いには自転車道は整備されていませんが、愛媛県では重信川の河川敷を利用し、松山市から松前町、砥部町及び東温市に至る自転車歩行者専用道路を整備しており、今では多くの方がサイクリングを楽しんでいます。

自転車道を整備するためには、町道西古泉筒井線と同規模以上の道路幅員が必要であり、そのような町道は限られており、またそのような町道の新設または改築する計画がないことから、自転車道を新たに整備する考えはありません。

今後は、道路の実情に応じた自転車が走りやすい環境整備を進めていきたいと考えてい

ます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） よく分かりました。よろしくお願ひします。

3番目に移ります。

○議長（加藤博徳） すいません。理事者が交代しますので、暫時休憩させてください。

午後1時39分 休憩

午後1時40分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 3番目に移ります。

松前町の職員昇進試験についてお尋ねします。

1、松前町の職員昇進試験は、どのような方法でしているのか。2、部課長登用時の内容は。その他、昇進時の内容は。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（加藤博徳） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） 松前町の職員昇進試験についてお答えします。

職員を昇任させるには、地方公務員法により競争試験又は選考を行わなければなりません。本町では、職員の昇任は競争試験を行わず、選考により行っています。職員がそれぞれの役職に求められる能力を有しているかどうかは、本町の規模であれば日常業務を通じて把握できます。

このため、毎年の人事評価により把握した職員の性格、能力及び適性に関する情報を基に役職にふさわしい人物を任用しています。したがって、競争試験は必要ないと考えています。

今後も、人事評価を活用した適切な昇任者の選考に努めたいと考えています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） この試験に合格した人なんかは、広報なんかには載っとんですか。

○議長（加藤博徳） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） 先ほども答弁させていただきましたように、松前町の職員の昇進試験というのは行っておりませんので、その結果が外に出るということはございません。人事異動があった場合には広報に、毎年5月号ですか、その職員の異動内容についてはお示ししております。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） これ試験をされて、町が試験をあれするんじゃないかと思うんですが、要するに受かるとるか受かってないか分からん人でも昇進するんですか。それは発表せないかんのやないかなと思うんですが、どんなんですか。

○議長（加藤博徳） 今大川部長は、西村元一議員が試験があるんですかと言うと、松前町の場合においてはそういう試験は必要ないからしてないんじゃないかと、こういうお答えなんですよね。

（「せんでええんですか」の声あり）

いや、それを私が言うわけにはいかないので。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） ほんでも、ほしたら松前町独断で決めるんですか、上へ上がるのは。課長になったり部長になったりするんは。試験を今せんと言うたんよね、せんでしょう。

○議長（加藤博徳） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） 答弁の中でもお答えさせていただきましたけども、職員の昇任に関しましては法律で競争試験又は選考を行うというふうになっております。松前町は、昇任に関しましては競争試験というのは行っておりません。その代わりに、毎年人事評価というのを行ってございまして、その職員がその役職に求められる能力があるかどうかというのは、その評価によって判断しております。その評価の情報を基に、その役職にふさわしい人物をそれぞれ任用しているということでございます。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 町が決めて、それに適しとるように思うんですが、適してない人がたくさんおると思うんです。ほて、適した人をそこへ人材を持っていったところで、期間がみぞいんです。1年か2年で交代。これをもうちょっと長く人材を据えなんたら、そこの部署に適しとるんで選んだんでしょう。そしたら、その人を長年勤めさすのが普通やないかなと思うんです。1年や2年で交代して、また次の部署から新しい人を呼んできて、訳が分からんようになってくるんじゃないかなあと思うんです。

ほやけん、そこのとこを、やっぱり初めにそういう松前町がここの部署にはこの人がええと思うて課長なり係長なり選んだんなら、その責任者なんかは何年かはずっと、5年でも10年でもそこの部署におらしちゃらにやあいかなのやないかなと思うんです。それを1年や2年で次から次へ交代させたんではいかんような気もするんですが、どんなんでしょうか。

○議長（加藤博徳） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） 我々は、職員で採用されて以降いろんな仕事を順番に回ってい

くわけです。その中で、職の種類にもよりますけども、比較的ある程度の経験年数を重ねると次の新しい職場へ移っていく、これが公務員っていうのは大体どこの自治体においてもそういう運用をされていると思います。

今議員が御指摘のありましたように、5年10、10年というのはちょっと長いかなと私は思うんですが、我々はそういうある程度のスパンの中で職に対してスキルをどんどんどんどん磨いていって、知識を吸収して、それがまず職位が上がっていく段階で、そのときに仕入れた知識というものが管理職になった場合にも役立つというふうには感じておりますので、ずっと同じところにいるメリットもあるかもしれませんが、やはりいろんな職を経験して、それで自分のそれを知識にした上で管理職に就くというふうなのが一般的かなというふうには思っております。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） ほやけん、あとそれで大川部長が言うんも分かるんですが、やっぱし私らも任期は4年です。ほたら、町長さんも4年です。再任したら8年になるかも分からんけど、一応そこの偉いさんというんは、部長さんはどうあれ課長というんは、その場所の課長という人材は最低でも4年は置いてやらなんだらいかんのやないんかなあと思うんです、任期の間は。私らは4年だけど。ほやないと、やっぱりある程度の、下は何ぼ替わっても課長がしっかりしとる人を置いとって、そういう具合に4年ぐらいはもうピッチとそこの部署部署はスムーズに流れるようにしたほうがええんじやなからうかと思うんです。1年や2年でころころ替わるよりかは。

そうなると、2年で替わったらまた課長が替わる、またその勉強を初めからせないかんのです。ほいで、いかんかったら8年やられたらええんで、そういうぐらいに町も考えてほしいなあと思うて質問させてもろうたんです。

○議長（加藤博徳） 答弁ありませんか。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 管理職の場合は管理業務が主体なので、あんまり事務の細かいことよりも全体の進捗を捉えながら、それをどういうふうに進めていくかというようなマネジメントが中心になりますので、実際の細かい仕事は職員がします。管理職は、それがうまくいってるのかどうかを管理しながら、言うたらサジェスションを与えてうまく進めていくような管理をしていくというのが中心の仕事になりますので、おっしゃるようにベテランにならないと仕事ができないんじゃないかという面は非常に少のうございます。

そういうことで、一応管理職の異動は2年を目安にしております。これは、松前町は2年ですし、県なんかも2年。2年というのは多うございます。

その一方、職員の場合は実務として仕事をしていかないけませんので、大体3年が基本なんですけど、セクションによってはもう少し専門的な要素が強いようなセクションにお

いてはもう少し長く置いておくということも必要な部署もありますから、そのあたりは部署の性質、そういうような事も考えながら人事異動をしていくという考え方で進めているところですが。

ただ、職員の数が少ないので、なかなか基本どおりいかないところもあって苦慮してるのが実情ですので、一応そういう基本的な考え方で動かしているということを御理解いただいたらと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） よく分かりましたけど、今後そのようにお願いします。

4番目に移ります。

信号機の設置についてお尋ねします。

この前も質問したと思うんですが、フジ松前店前の信号機設置要望について、その後町として警察に働きかけを行ったのか。6月議会で一般質問した信号機の設置要望について、その後伊予警察署に働きかけを行ったのか、町の対応をお聞かせください。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

友田危機管理課長。

○危機管理課長（友田秀樹） 信号機の設置についてお答えします。

6月定例会で議員より御質問のありました信号機の設置要望については、現在のところ、町から伊予警察署に対して要望書の提出は行っていません。

町内各地域からの交通安全施設の要望書に関しては、地元区長や交通安全指導員との協議を踏まえ、9月に伊予警察署に対し取りまとめて提出することとなっていることから、当該信号機もその中に含め、9月末に要望書を提出する予定です。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） ということは、もう信号機はつけないということなんですか。

○議長（加藤博徳） 友田危機管理課長。

○危機管理課長（友田秀樹） 信号機をつけるつけないではなくって、信号機をつけてくださいという要望を伊予署のほうに働きかけたいと思っております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 業者は警察ですか。信号機の作りよるところですか、警察ですか。

○議長（加藤博徳） 友田危機管理課長。

○危機管理課長（友田秀樹） 伊予警察署へ働きかけたいと思っております。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） よろしくお願ひします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

午後1時52分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 伊 賀 上 明 治

松前町議会議員 西 村 元 一

9月21日（第3号）

令和3年松前町議会第3回定例会会議録

令和3年9月21日第3回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

2番 西村元一	3番 渡部恵美	4番 曾我部秀司
5番 影岡俊範	6番 田中周作	7番 住田英次
8番 稲田輝宏	9番 加藤博徳	10番 藤岡緑
11番 村井慶太郎	12番 岡井馨一郎	14番 伊賀上明治

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の12名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	岡本靖
副町長	徳居芳之
教育長	足立一志
総務部長	大川康久
保健福祉部長	早瀬晴美
産業建設部長	渡部博憲
出納局長	横山眞史
教育委員会 事務局長	仙波晴樹
総務課長	田中俊臣

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	柏原正
議会事務局 書記	徳本敏子

令和3年松前町議会第3回定例会

議事日程表

No.3

	令和3年9月21日(火)	午前10時30分	開議
日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	議員提出議案第1号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について	
上程	委員長報告(総務産業建設)	質疑	討論 採決
日程第3	議案第43号	松前町個人情報保護条例及び松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	
上程	委員長報告(総務産業建設)	質疑	討論 採決
日程第4	議案第44号	松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例	
上程	委員長報告(文教厚生)	質疑	討論 採決
日程第5	議案第45号	松前町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例及び松前町高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
上程	委員長報告(総務産業建設)	質疑	討論 採決
日程第6	議案第46号	松前町都市公園条例の一部を改正する条例	
上程	委員長報告(総務産業建設)	質疑	討論 採決
日程第7	議案第47号	令和2年度松前町歳入歳出決算認定について	
上程	委員長報告(予算決算)	質疑	討論 採決
日程第8	議案第48号	令和2年度松前町水道事業会計決算認定について	
上程	委員長報告(予算決算)	質疑	討論 採決
日程第9	議案第49号	令和2年度松前町下水道事業会計決算認定について	
上程	委員長報告(予算決算)	質疑	討論 採決
日程第10	議案第50号	令和3年度松前町一般会計補正予算(第6号)	
上程	委員長報告(予算決算)	質疑	討論 採決
日程第11	議案第51号	令和3年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	
上程	委員長報告(予算決算)	質疑	討論 採決
日程第12	議案第52号	令和3年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2号)	
上程	委員長報告(予算決算)	質疑	討論 採決

- 日程第13 議案第53号 町長及び副町長の給料の減額に関する条例
 上程 提案理由説明 質疑 討論 採決
- 追加日程第1 議長辞職の件
 追加日程第2 議長の選挙
 追加日程第3 副議長辞職の件
 追加日程第4 副議長の選挙
- 日程第14 議選第1号 松前町議会常任委員会委員の選任について
 上程
- 日程第15 議選第2号 松前町議会運営委員会委員の選任について
 上程
- 追加日程第5 伊予市松前町共立衛生組合議会議員の辞職の件
 追加日程第6 伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員の辞職の件
 追加日程第7 伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員の辞職の件
 追加日程第8 伊予消防等事務組合議会議員の辞職の件
 追加日程第9 伊予市松前町共立衛生組合議会議員の選挙
 追加日程第10 伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員の選挙
 追加日程第11 伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙
 追加日程第12 伊予消防等事務組合議会議員の選挙
- 閉 議
 町長挨拶
 閉 会

午前10時30分 開議

○議長（加藤博徳） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をいたします。

3番渡部恵美議員、4番曾我部秀司議員、以上両議員を指名いたします。

~~~~~

日程第2 議員提出議案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

○議長（加藤博徳） 日程第2、議員提出議案第1号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る8月31日の本会議におきまして、総務産業建設常任委員会に付託されました議員提出議案第1号について、審査の内容とその結果について御報告いたします。

議員提出議案第1号は、新型コロナウイルスの感染拡大により、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しており、このような状況において地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供するために、地方交付税等の一般財源総額の確保、充実を強く国に求めるものです。

審査の過程において、委員から、原案に意見を追加した修正案が提出され、修正案について採決の結果、全員一致で修正案を可決しました。なお、修正案については、お手元に配付をいたしておりますとおりです。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は修正です。

まず、委員会の修正について、起立によって採決します。

委員会の修正案に賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(加藤博徳) ありがとうございます。起立多数です。したがって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

お諮りします。

修正議決した部分を除く部分については原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

~~~~~

**日程第3 議案第43号 松前町個人情報保護条例及び松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例**

○議長(加藤博徳) 日程第3、議案第43号松前町個人情報保護条例及び松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長(村井慶太郎議員) 去る8月31日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第43号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うものです。

審査において、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(加藤博徳) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第43号を委員長の報告どおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第44号 松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例

○議長(加藤博徳) 日程第4、議案第44号松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長(田中周作議員) 去る8月31日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第44号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、松前町地域環境協議会を松前町環境審議会に統合し、環境施策に関する附属機関の合理化を図るため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、環境審議会は平成6年に設置、その後平成24年に必要があつて設置した地域環境協議会を統合して問題ないのかとの質疑があり、環境審議会は幅広い視点から町の環境の保全に関する基本的事項について審議を行うことから、地域環境協議会で審議していた内容についても審議ができるという判断で統合に至った。また、両委員会の委員は大半が重複しているため、統合することにより委員の負担軽減になり、報酬費用も抑えられるとの答弁がありました。

また、環境の保全に関する事項にごみ減量対策も含むという説明だが、一くくりにするとごみ減量対策の重要性が低下するので、環境審議会条例にごみ減量対策についても追記する等改正しないのかとの質疑があり、今後、要綱等でごみの減量等細かいことを規定する方向で考えていきたいとの答弁がありました。

委員からは、そもそも地域環境協議会を平成24年に立ち上げる必要があつたのか。最初

から統合できたのではないか。今後、会を立ち上げる際は、行政全体としてしっかり審議してほしいとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第44号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第45号 松前町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例及び松前町高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（加藤博徳） 日程第5、議案第45号松前町が管理する町道の構造の技術的基準等を定める条例及び松前町高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る8月31日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第45号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、道路の構造に関する条例の参酌基準である移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の一部が改正され、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路について、移動等円滑化のために必要な構造に関する基準を定めるため、所

要の改正を行うものです。

審査の過程において、歩道等と自転車歩行者専用道路等の違いについて質疑があり、歩道等は車道に沿って自転車や歩行者が通行する部分があるもので、自転車歩行者専用道路等は車道がなく単体で存在する道路であるとの答弁がありました。

また、委員からは、西古泉筒井線では歩道を自転車で通行している人を見かける。路面標示はしているが、標識が少ないと感じる。もっと標識を増やし、住民に周知徹底するようにはどうかとの意見がありました。それに対し、自転車が通行する空間を認識し、安全に通行することは大事なことである。啓発を進めていきたいとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第45号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第46号 松前町都市公園条例の一部を改正する条例

○議長（加藤博徳） 日程第6、議案第46号松前町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る8月31日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第46号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、電柱に係る使用料を改定し、及び郵便差出箱又は信書差出箱に係る使

用料を徴収するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、電柱使用料は1本につき年1,500円から、改定後は細分化されているが、条例で金額を定めなくてもよいのかとの質疑があり、この条例の改正後の占用料として、町道に係る道路占用料の例によると示しており、道路占用料の徴収条例を見れば内訳が分かるようになっているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第46号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第47号 令和2年度松前町歳入歳出決算認定について

日程第8 議案第48号 令和2年度松前町水道事業会計決算認定について

日程第9 議案第49号 令和2年度松前町下水道事業会計決算認定について

○議長（加藤博徳） 日程第7、議案第47号令和2年度松前町歳入歳出決算認定について、日程第8、議案第48号令和2年度松前町水道事業会計決算認定について及び日程第9、議案第49号令和2年度松前町下水道事業会計決算認定についてを一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長影岡俊範議員。

○予算決算常任委員長（影岡俊範議員） 去る8月31日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました議案第47号から議案第49号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

初めに、議案第47号令和2年度松前町歳入歳出決算認定について御報告いたします。

地域おこし協力隊募集の取組について質疑があり、募集要項を作成し、ホームページに掲載して広く募集を開始した。コロナ禍で東京での募集は難しいが、オンラインで積極的に周知したいと答弁がありました。

次に、広報活動のInstagram等の活用について質疑があり、Instagramは4月から開設し、直近のフォロワー数は約1,000まで増えた。今後も各種取組を行いながら発信していきたいとの答弁がありました。

委員からは、今、子どもを連れて出かけられる場所が少ない。密にならない安全な公園情報等をInstagramに掲載し、子育て世代にPRしてほしいとの意見がありました。

また、広報活動について、町勢要覧で松前町の魅力が伝えられるのか。他市町の観光スポットに松前町のパンフレットが置かれていないところがある。町の魅力を発信する手段、PRするための取組はどのようにしているのかとの質疑があり、町勢要覧は職員が出張する際、町のPR材料として使用することを考えていた。情報が集まる場所にパンフレットを設置し、PRしたいとの答弁がありました。

次に、おしゃれなまさき推進事業の提案件数について質疑があり、提案はまちづくり課からの1件、町道西古泉筒井線に連続照明を設置したとの答弁がありました。

委員からは、まちの活性化のため、各課からの事業提案を広げてほしいとの意見がありました。

次に、コンプライアンス審査会について質疑があり、2回開催し1回目は公共工事発注担当者が守る倫理規程について意見をいただき、2回目は工事の積算に係る資材の単価について、特別な資材については見積りを取って価格を事前公表するための審査を行ったとの答弁がありました。

次に、総務課として労働時間の管理にどのように取り組んでいるのか。超過勤務と職員定数は合っているのかとの質疑があり、時間外が45時間を超えた場合は所属長が面談を行い、体調や事務の進捗状況を確認している。所属係の定数は、年々業務が増えており、年1回の組織のヒアリング、年明けに人事ヒアリングを行い、適正な人員配置に努めているとの答弁がありました。

次に、フレックスタイム制度導入の検討結果について質疑があり、今年度県庁で導入されたこともあり、定期的ではなく機会があるごとに検討しているが、今後情勢が変わる場合に検討していきたいとの答弁がありました。

委員からは、この制度を導入しておけばいつでも使える。導入の検討をしてほしいとの意見がありました。

次に、オンライン会議システムについて質疑があり、県庁で行われる会議などでほぼ毎日どこかの課が行っている。現在オンライン会議用パソコン3台を貸出し制で使用している。会議の回数が増え、3台で足りなくなれば拡充を検討したいとの答弁がありました。

次に、庁舎感染症対策について、窓口のパーティションを水道管とビニールで作り設置しているが改善はできないのかとの質疑があり、国費を使いどの事業を実施するか検討する中で、パーティションは現状のままとなった。国費の追加が見込めるようであれば検討したいとの答弁がありました。

次に、減収補填債について質疑があり、国から計算式が示され、実際に減収した額を上限として発行できるもので、町から金額を申請する。昨年度に比べ、町税全体で1億2,000万円減収となっている分を補うことができた。また、この制度は毎年ある制度であり、状況によっては借りることがあるかもしれないとの答弁がありました。

次に、不納欠損額について質疑があり、滞納要因により不納欠損の内容を5つに整理している。各ケースを逐次調査し、最終的に不納欠損処理を行っているとの答弁がありました。

次に、防災費の備品購入費で購入した備品と不用額について質疑があり、避難所における感染症対策として、国の交付金でテント、間仕切り等を購入した。不用額は入札減少金であるとの答弁がありました。

また、備品購入費の支出済額と事業費決算額が合わないのはなぜかという質疑があり、備品購入費と消耗品費を合算した額となっているとの答弁がありました。

委員からは、松前町は比較的災害の少ないところであるが、全国各地で突発的な災害が発生している。今後も計画的に整備、更新をしてほしいとの意見がありました。

次に、随意契約の落札で突出して多い業者があるがなぜかとの質疑があり、見積競争を行い、その結果落札している。公正な競争の結果であるとの答弁がありました。

次に、随意契約で1社見積りがあるのはなぜかとの質疑があり、予定価格が10万円未満のものについては1社でできるとの答弁がありました。

次に、国土調査について質疑があり、新立地区に入っているが、相続人調査が500件以上ある。昨年度の人事ヒアリングで会計年度任用職員を1名増員してもらった。人数的に十分ではないが、町民の皆さんに迷惑をかけないよう業務を進めているとの答弁がありました。

次に、農業振興係の時間外について質疑があり、職員が体調不良により7月から3月まで休職したため、係員の負担軽減のため課長と補佐が業務をカバーした。本年度も農業振興係は人数の変更はなく4名体制で業務を行っており、課長、補佐等がカバーをして係員の負担軽減ができるよう努めたいとの答弁がありました。

委員からは、コロナの影響でそれぞれの係は大変だと思うが、通常に戻った場合、一部に負担がかからないように他の係がカバーをする、それができなければ人員を増やすなどして職員を守っていただきたいとの意見がありました。

次に、花いっぱい事業の情報発信について質疑があり、インスタグラムやホームページ

ジ、またタウン情報誌などでPRをしている。冬から春にかけては菜の花を植えているが、菜の花が有名なスポットに比べ集客力がない。継続して情報発信をするとともに、エミフルに来る人に恋泉畑をロコミで拡散してもらえればと考えているとの答弁がありました。

また、はだか麦プロジェクトとレンタサイクルについて、現在の状況について質疑があり、はだか麦プロジェクトは、地方創生推進交付金が終了し、自主財源で事業を行っているが、新たな財源確保には至っていない。また、レンタサイクルは、平成30年度から令和2年度までの3年間実施した。年間目標台数を360台に設定したが、3年間平均で81台と数字が伸びず、費用対効果を鑑み令和3年度から中止した。新たな事業としては、サイクリングの日のイベントを利用して、相乗効果で展開したいと考えているとの答弁がありました。

次に、ブロック塀等安全対策工事について、まちづくり課が把握している中でどれくらいの安全対策ができたと考えているかとの質疑があり、公共施設については点検等を行い判断しているが、一般住宅のブロック塀の検証はできていない。通報があれば補助金の周知、啓発はしているが、数字は把握できていないとの答弁がありました。

委員からは、自主的な申出を促すよう周知をしてほしいとの意見がありました。

次に、町道等除草業務について、町道等とはどこをいうのかとの質疑があり、主に二級河川の堤防を県から借りて町道にしている場所についての除草業務になる。町道だけでなく、町道認定されてない開発道路等を含め除草の必要がある場合は対応しているとの答弁がありました。

委員からは、それ以外の町道も草が伸びているところが多い。町民の方からもクレームが出ている。そういうところも含めるべきではないかとの意見がありました。

次に、一般町道整備の課題に国の予算が減少しつつあるためとあるが、調べてみると国、県の支出金は年々上がっている。今後、国の予算が削減されることが分かっているのかとの質疑があり、一般の町道拡幅事業については、年々国の対象となるメニューが少なくなっているが、通学路の安全対策での歩道整備は国の重点事業となっているため、国の事業は採択されると考えるとの答弁がありました。

次に、土地の有効利用の状況について質疑があり、土地利用の在り方は都市計画室が検討している。人口減少がある中で住宅を新たに設けるのは現実的な話ではないと考える。松山広域の中では、工業用地を広げる余地はあることから、工業用地の確保に向けて動いている。また、住宅については、新立、本村の中の部分について何とかすることが今後の研究課題であるとの答弁がありました。

次に、住環境改善事業の課題にある、特定空家の指定と権限者について質疑があり、町では特定空家の指定は行っていない。権限は市町村長にあるので、指定する場合は市町村

長が行うことになるとの答弁がありました。

次に、スクール・サポート・スタッフ設置事業の当初予算で、3名配置の予定が実績は2名にどうしてなったのかとの質疑があり、県の補助金を見込んで3名分の予算を計上していたが、最終的に補助金が2名分しかつかなかったため2名の配置としたとの答弁がありました。

委員からは、各校区に1名ずつの3名配置が望ましい。補助金がなくても一般財源で配置し、教職員の負担軽減を図ってほしいとの意見がありました。

次に、学校防災教育実践モデル地域研究事業は次も松前町の学校で実施できるのかとの質疑があり、この事業は県の指定事業であり、町内の学校で順次実施するわけではないとの答弁がありました。

委員からは、このカリキュラムを参考にして、今後は町で防災教育の一環としてできないか考えてほしいとの意見がありました。

次に、学校施設環境改善事業の成果で、消費電力の削減を図ることができたとあるが、年間の削減量はどれくらい見込まれたのかとの質疑があり、LEDへの変更により消費電力は削減されたが、数量の把握は難しく、把握できていないとの答弁がありました。

次に、学校建設費の備品購入の執行率が50%を切っている理由が入札減少金となっているが、予算設計の金額は妥当なのかとの質疑があり、予算額は入札担当課の見積りによるもので、妥当だと考えている。備品購入の執行時に精査し、購入を見合わせたものもあるとの答弁がありました。

次に、一斉臨時休業対策昼食費支援事業費補助金について質疑があり、準要保護世帯や児童生徒が特別支援学級に在籍している世帯に対する就学援助として、学校が臨時休業中の昼食費を補助したとの答弁がありました。

次に、学校生活支援員の確保が課題だが、支援員の候補者をリスト化するなどして把握しているのかとの質疑があり、候補者リストは作成していない。昨年度は募集した結果、応募があったので通常の運営ができたとの答弁がありました。

委員からは、支援員不足に備えて手だてをしてほしいとの意見がありました。

次に、高齢者福祉一般管理において、福祉電話3台、緊急通報装置4台を設置しているが、この台数で足りているのかとの質疑があり、老人福祉電話貸与事業及び緊急通報体制整備事業については長年継続している事業であり、新たに設置を希望する者はいない。携帯電話等の通信機器が高齢者にも普及している背景があり、町としてはこれ以上の設置は必要ないと判断している。なお、民間の警備会社等で実施している緊急対応サービスなども情報提供しながら安全確保に努めているとの答弁がありました。

委員からは、申請がないからと放っておくのではなく、例えば低所得者、独居高齢者のリストアップなどをして全員に声をかけてほしいとの意見がありました。

次に、防災一般管理事業について、各地域の避難行動要支援者の個別計画の作成が予定どおりできなかった理由並びに今後のスケジュールについて質疑があり、個別計画の策定については、コロナ禍により予定どおり進まなかった。現在、個別計画の策定が進んでいる東温市、四国中央市の担当者と意見交換を進めており、今後精力的に進めたいとの答弁がありました。

次に、住宅新築資金等貸付金の滞納状況について質疑があり、これまでは個人やその家族に対する催告文書の発送や電話催告等、個別折衝の取組を中心に実施していたが、今後は差押え処分あるいは欠損処分、滞納整理の視点で対策を進めたい。なお、今年度の重点課題としているので研究をしていくとの答弁がありました。

次に、浄化槽設置整備における補助金額について質疑があり、令和2年度は総額1,836万4,000円を補助している。内訳は、新築は58件あり、補助金額は1,595万8,000円、転換は7件であり、補助金額は240万6,000円であったとの答弁がありました。

次に、令和2年度末のマイナンバーカード交付率が29.52%だが、今年度の目標と最終目標は幾らに設定しているのかとの質疑があり、今年度の目標は45%としている。最終的な目標としては、国は令和4年度末までにほぼ全ての国民にマイナンバーカードを取得してもらうように働きかけをしているが、松前町では現実的なところで70%程度と考えている。これからさらに利便性や安全性を周知して、取得促進に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金とは主にどういう事業に振り分けられているのかとの質疑があり、令和2年度に松前総合文化センター及び松前町総合福祉センターで省エネルギー設備改修を行い、それについての補助金となっているとの答弁がありました。

次に、公共施設温暖化対策推進事業の成果について、省エネ改修を進めて目標値以上の削減を達成できたとあるが、コロナの影響で利用率が下がったのが要因ではないのかとの質疑があり、コロナも影響したと思うが、文化センターや福祉センターの管理業者と相談して省エネを行うとの答弁がありました。

次に、防災整備事業の課題について聞き取りができていないのかとの質疑があり、福祉避難所に必要な物品購入に関しては、事業所や施設から要望があった物を購入し配付した。それらを用いて各施設が福祉避難所開設に関する訓練を行って、特に問題なく行えたということで、課題はないと判断しているとの答弁がありました。

次に、介護保険事業の課題として、今後は高齢化の進展に伴い要介護者の増加が見込まれ、それにより介護予防の取組を進めていくということだが、従来と違う考えはあるのかとの質疑があり、介護予防、健康づくりに関して、町としては御本人に対するきっかけづくりをしていくよう、今までやってきた事業に関してさらに啓発を進めていくとの答弁が

ありました。

次に、がん検診推進について、はがきで通知するだけでなくスマホアプリなどを使った早期発見のよい例をお知らせしたり、受診勧奨してはどうかとの質疑があり、今後アプリなどは研究していきたい。また、昨年から新たな取組として、にこにこ4か月相談の際に母親に対しがんについてのチラシを配布するようになっているとの答弁がありました。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の収入未済について質疑があり、国のワクチン接種スケジュールが遅れ、令和2年度中にワクチン接種が実施できなかったため歳入はないとの答弁がありました。

次に、健診委託料の不用額が多いが、健診の受診状況や方針はどのようになっているのかとの質疑があり、令和2年度についてはコロナの影響でその他のがん検診等なども個別で勧奨してみたが、やはりコロナの影響か受診控えがあった。今年度については、6月から巡回健診を通常どおり実施できており、受診勧奨も継続しているとの答弁がありました。

次に、福祉センター管理の事業費が前年度と比べ5,000万円ほど増えている理由について質疑があり、令和元年度は、駐車場用地購入やボイラー工事を約6,200万円で行った。令和2年度は、福祉センター省エネ改修工事を1億1,575万3,000円で行っており、その差額が5,000万円であるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決を行った結果、全員一致をもって認定と決しましたので御報告いたします。

次に、議案第48号令和2年度松前町水道事業会計決算認定について御報告いたします。

施設運転管理業務の委託期間は、令和6年度までの長期継続契約となっている。新しい浄水場ができると委託料がもっとかかるようになると思うが、令和7年度以降の委託方法はどのように考えているのかとの質疑があり、設備、機器等のメンテナンス、保守等を考えると、現在と同じ形態と考えている。金額については今後検討していくとの答弁がありました。

委員からは、委託料を抑えるような委託方法を考えてほしいとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致をもって認定と決しましたので御報告いたします。

次に、議案第49号令和2年度松前町下水道事業会計決算認定について御報告いたします。

審査においては、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致をもって認定と決しましたので御報告いたします。

以上で議案第47号から議案第49号までの審査とその結果について御報告を終了いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

議案第47号の委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

議案第47号を委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

議案第48号の委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

議案第48号を委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

議案第49号の委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。



採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

議案第49号を委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

~~~~~

日程第10 議案第50号 令和3年度松前町一般会計補正予算(第6号)

日程第11 議案第51号 令和3年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

日程第12 議案第52号 令和3年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(加藤博徳) 日程第10、議案第50号令和3年度松前町一般会計補正予算第6号、日程第11、議案第51号令和3年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第3号及び日程第12、議案第52号令和3年度松前町介護保険特別会計補正予算第2号を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長影岡俊範議員。

○予算決算常任委員長(影岡俊範議員) 去る8月31日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました議案第50号から議案第52号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

初めに、議案第50号令和3年度松前町一般会計補正予算第6号は、歳入歳出それぞれ1億4,972万2,000円を追加し、総額を121億3,271万2,000円とするものです。

審査の過程におきまして、総務部所管等については、町誌編さん事業について、町誌編さんの協力員の謝金について質疑があり、作業時間を1回当たり3時間程度と見込み、時給1,000円を基本とし、3時間当たり3,000円を軸として考えているとの答弁がありました。

また、前回刊行している町誌は300冊ほど残っているようだが、電子書籍を考えているというのであれば印刷部数800冊は多いのではないかと質疑があり、現在の町誌は2,000冊印刷し、販売、寄贈を行い、300冊残った。作って販売することが目的ではないが、在庫管理に困ることから、800冊と電子書籍を作れば当分の間は持つと考えてこの数字にしたとの答弁がありました。

委員からは、本として残すことは大事だが、今の時代、ニーズに合わせたデータで残すことも検討してほしいとの意見や、新しく購入する人に優遇措置をするなど、300冊の在庫をなくす方法を考えてほしいとの意見がありました。

また、電子書籍にするのであれば、前回の町誌も電子書籍にすることも一つの考えではないか。戦略を立ててほしいとの意見がありました。

続いて、産業建設部所管については、担い手総合支援事業について、費用対効果と事業評価について質疑があり、補助金を支給しており、費用対効果は検証する必要がある。対象者である認定農業者は、5年先の目標である農業経営改善計画書を作成しなければならない。機械を購入することにより経営改善が図られ、省力化、所得向上を数的に検証することになる。また、県の農業指導班と連携して途中経過を把握し、事業の進捗管理に努めているとの答弁がありました。

また、認定農業者全員に周知できているのかとの質疑には、年度初めに農家からの営農計画提出時に、今後の農業用機械等の購入予定を聞き取りリスト化している。新しい補助事業の募集があったときには、対象者に連絡するようにしている。この事業の要件は、認定農業者で人・農地プランの中心経営体に位置づけられていること、農地中間管理機構を通して農地を借りることが必要となる。個人の利益のためだけでなく、地域農業の振興につながるものであることが必要であるとの答弁がありました。

また、昨年度までの認定農業者経営発展支援事業が担い手総合支援事業に変わったのかとの質疑に対して、事業期間が終了したため、名前を変えて担い手総合支援事業になったが、事業内容はほぼ踏襲されているとの答弁がありました。

次に、野菜・花き等産地供給力強化支援事業について、さといもに限定されていることについて質疑があり、愛媛県野菜・花き振興計画に基づいた事業で、県内のさといも生産量を5年後には西日本第1位にする計画である。今年度はさといもと夏秋トマトに限定して事業を実施しているが、本町ではトマト栽培の生産者がいないため、さといもに限定しているとの答弁がありました。

次に、11月第2日曜日のサイクリングの日等において開催されるイベントについて、委員から、親子の参加の推奨やパンフレット作成時には各自が十分注意して参加するよう周知してほしいとの意見がありました。

次に、令和3年度松前町道路交通量調査について質疑があり、実施は11月28日日曜日の7時から19時まで、場所は町道西古泉筒井線の起終点と中間点、古泉駅東の交差点、JR北伊予駅のべんてんばしを予定しているとの答弁がありました。

事故や交通量の多い町道は他にもある。他の場所での交通量調査はしないのかとの質疑には、国では10年に1度大規模な交通量調査を実施しているが、町が実施する場合は、道路の新設計画があるときに実施することがある。今のところ予定はないとの答弁がありました。

委員からは、交通安全に着目し、警察と情報共有してほしい。また、平日の調査も行えば正確なデータが得られるのではないかと。日曜日は塩屋工業団地、東レの車が通らない。検討してほしいとの意見がありました。

次に、土地改良事業について質疑があり、改修場所は松前町給食センター北側の長尾谷

川にある樋ノ口転倒堰である。計画策定業務は、改修することによる費用対効果の算定と事業の妥当性を検証することを目的としており、専門的な知識が必要になることから委託したいとの答弁がありました。

続いて、教育委員会所管については、北伊予小学校屋外トイレ改築工事について、6月議会の委員会では工事費が概算で1,500万円と聞いていたが、2,000万円になった理由は何かとの質疑があり、1,500万円は交付金申請時の概算工事費であり、工事内容が全面改装となったため増額になったとの答弁がありました。

また、交付金の増額要望はしないのかという質疑に、可能であれば要望したい。国の状況によっては追加交付の可能性もあるかもしれないとの答弁がありました。

委員からは、扉のない設計のようだが、扉の有無については現場の先生方の声を聞いて検討を加えてほしい。長くきれいに使えるトイレにしてほしいとの意見がありました。

次に、松前町ふれあい健康マラソン大会の交通誘導業務委託料について質疑があり、例年、人員は愛媛ボランティアネットを通じて募集していたが、今年度はコロナ禍のため人員確保が難しく、コースに危険箇所があるため、参加者の安全確保、人員不足を補うための業者委託をするものであるとの答弁がありました。

委員からは、コロナ禍で事業の運営が難しいのは理解できるが、警備員10名に対し26万円の予算は高いと感じる。契約時は精査するようとの意見がありました。

続いて、保健福祉部所管について、介護基盤整備補助事業の補助率について質疑があり、事業費の3分の1であるとの答弁がありました。

また、地域介護・福祉空間整備補助事業について、新規事業で国費100%となっているが、町の負担が必要になることはないかとの質疑があり、事業自体が国費100%の事業となっており、町が負担することはないとの答弁がありました。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、11月末までに接種希望者は完了する見込みとの説明があったが、医師、看護師の報償費は試算した上で計上しているのかとの質疑があり、伊予医師会と協議し、接種ができる前提で計上しているとの答弁がありました。

また、集団接種の人件費は計上しているが、個別接種は計上していないのかとの質疑があり、個別接種の基本接種分は全て計上済である。今回の補正は、病院が休日や時間外に接種した場合、基本接種料に上乗せして支払う加算金であるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第51号令和3年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第3号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、前年度の決算に伴う精算を行い、一般会計に返還するものです。

審査においては、特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので御報告いたします。

次に、議案第52号令和3年度松前町介護保険特別会計補正予算第2号について、審査の内容とその結果を報告いたします。

今回の保険事業勘定の補正予算について、保険課所管分は、前年度の決算に伴う精算を行い、国及び一般会計に返還するとともに、運営基金に積み立てるものです。また、福祉課所管分は、前年度の決算に伴う精算を行い、国、県及び支払基金に返還するものです。

審査において、特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第50号から議案第52号までの報告を終わります。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

議案第50号の委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第50号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第51号の委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第51号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第52号の委員長の報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第52号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

### 日程第13 議案第53号 町長及び副町長の給料の減額に関する条例

○議長(加藤博徳) 日程第13、議案第53号町長及び副町長の給料の減額に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第53号について提案理由を申し上げます。

町の土木工事の担当者が一般競争入札に関し業者に材料単価を教示し、公正な入札を妨害したこと、町の土木工事の担当者が業者と不適切な関係を持ったこと等による町民の町政に対する信頼を損ねた責任を重く受け止め、町長及び副町長の給与を減額するため、新たに制定するものです。

令和3年10月分から同年12月分までの3か月間の給料月額を、町長にあつては20%、副町長にあつては10%減額します。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長(加藤博徳) 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第53号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

午前11時35分 休憩

午後1時0分 再開

○副議長（住田英次） 本会議を再開いたします。

ただいま加藤博徳議員から議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

議長辞職の件を本日の日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（住田英次） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し直ちに議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

追加日程第1 議長辞職の件

○副議長（住田英次） 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、加藤博徳議員の退場を求めます。

〔9番 加藤博徳議員 退場〕

○副議長（住田英次） 事務局長に辞職願を朗読させます。

柏原事務局長。

○議会事務局長（柏原 正） 朗読いたします。

令和3年9月21日。松前町議会副議長住田英次様。松前町議会議長加藤博徳。

辞職願。このたび一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○副議長（住田英次） お諮りします。

加藤博徳議員の議長の辞職を許可することに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、加藤博徳議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

加藤博徳議員の除斥を解除します。

[9番 加藤博徳議員 入場]

○副議長(住田英次) ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(住田英次) 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し直ちに選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩いたします。

午後1時3分 休憩

午後1時40分 再開

○副議長(住田英次) 本会議を再開します。

~~~~~

#### 追加日程第2 議長の選挙

○副議長(住田英次) 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○副議長(住田英次) ただいまの出席議員数は12人です。

この選挙は、松前町議会会議規則の規定により行います。

立会人を指名します。

立会人に2番西村元一議員、3番渡部恵美議員を指名します。

投票用紙を配ります。

事務局お願いします。

[投票用紙配付]

○副議長(住田英次) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(住田英次) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人、立会いをお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○副議長（住田英次） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。点呼に応じて記載台で投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、順番に投票をお願いします。

点呼を命じます。

柏原事務局長。

〔職員点呼、投票〕

○副議長（住田英次） 投票漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

○副議長（住田英次） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

2番西村元一議員、3番渡部恵美議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○副議長（住田英次） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 12票

有効投票 11票

無効投票 1票

有効投票中

加藤 博徳議員 6票

村井慶太郎議員 4票

稲田 輝宏議員 1票

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は3票でありますので、加藤博徳議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（住田英次） ただいま議長に当選された加藤博徳議員が議場におられますので、本席より松前町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

加藤博徳議長の御挨拶を求めます。

○9番（加藤博徳議員） このたび、皆さんから御推挙いただき、また投票で当選させていただきました加藤博徳でございます。

この2年間を顧みれば、皆さんと一緒にこの議会改革、それからできるだけ分かりやすい議会報告というようなことで努めてまいりました。この後もまた2年間議長をさせてい



ただきますが、少しでも町民の皆さんに分かりやすい議会であるとともに、議員の皆さんが活動しやすいような取組をしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(拍手)

○副議長（住田英次） 挨拶を終わります。

加藤博徳議員、議長席にお着き願います。

○議長（加藤博徳） ただいま住田英次議員から副議長の辞職願が提出されています。お諮りします。

副議長辞職の件を本日の日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第3 副議長辞職の件

○議長（加藤博徳） 追加日程第3、副議長の辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、住田英次議員の退場を求めます。

[7番 住田英次議員 退場]

○議長（加藤博徳） 事務局長に辞職願を朗読させます。

柏原事務局長。

○議会事務局長（柏原 正） 朗読いたします。

令和3年9月21日。松前町議会議長加藤博徳様。松前町議会副議長住田英次。

辞職願。このたび一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

以上です。

○議長（加藤博徳） お諮りします。

住田英次議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、住田英次議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

住田英次議員の除斥を解除します。

[7番 住田英次議員 入場]

○議長（加藤博徳） ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し直ちに選挙を行

いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し直ちに選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩します。

午後1時57分 休憩

午後2時24分 再開

○議長(加藤博徳) 本会議を再開いたします。

~~~~~

#### 追加日程第4 副議長の選挙

○議長(加藤博徳) 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長(加藤博徳) ただいまの出席議員数は12名です。

この選挙は、松前町議会会議規則の規定により行います。

立会人を指名いたします。

立会人に4番曾我部秀司議員、5番影岡俊範議員を指名いたします。

これより投票用紙を配ります。

事務局お願いいたします。

[投票用紙配付]

○議長(加藤博徳) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

皆さん大丈夫ですか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人のお二人、立会いをお願いいたします。

[投票箱点検]

○議長(加藤博徳) 立会人の皆さん、よろしゅうございますか。

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でお願いいたします。点呼に応じて記載台で投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、順番に投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

柏原事務局長。

〔職員点呼、投票〕

○議長（加藤博徳） 投票漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

4番曾我部秀司議員、5番影岡俊範議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（加藤博徳） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中

住田英次議員 7票

藤岡 緑議員 5票

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は3票でありますので、住田英次議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（加藤博徳） ただいま副議長に当選されました住田英次議員が議場におられますので、本席より松前町議会会議規則第33条第2項の規定により当選を告知いたします。

住田英次副議長の御挨拶を求めます。

○7番（住田英次議員） ただいま副議長に御推挙いただきまして誠にありがとうございます。改めて責務の大きさを感じとるところでございます。引き続き、新議長の下、町民のための議会を目指して邁進していく所存でございます。本日はどうもありがとうございます。（拍手）

~~~~~

日程第14 議選第1号 松前町議会常任委員会委員の選任について

○議長（加藤博徳） 日程第14、議選第1号松前町議会常任委員会委員の選任についてを議題とします。

暫時休憩をいたします。

午後2時38分 休憩

午後 3 時50分 再開

○議長（加藤博徳） 本会議を再開いたします。

休憩中に選任いたしました常任委員を事務局長に発表させます。

柏原事務局長。

○議会事務局長（柏原 正） それでは、発表いたします。

まず、総務産業建設常任委員会委員は、3番渡部恵美議員、4番曾我部秀司議員、6番田中周作議員、7番住田英次議員、8番稲田輝宏議員、11番村井慶太郎議員、14番伊賀上明治議員、以上です。

次に、文教厚生常任委員会委員は、2番西村元一議員、3番渡部恵美議員、4番曾我部秀司議員、5番影岡俊範議員、9番加藤博徳議員、10番藤岡緑議員、12番岡井馨一郎議員、以上です。

次に、予算決算常任委員会委員は、2番西村元一議員、3番渡部恵美議員、4番曾我部秀司議員、5番影岡俊範議員、6番田中周作議員、7番住田英次議員、8番稲田輝宏議員、10番藤岡緑議員、11番村井慶太郎議員、12番岡井馨一郎議員、14番伊賀上明治議員、以上です。

次に、議会広報常任委員会委員は、2番西村元一議員、3番渡部恵美議員、4番曾我部秀司議員、5番影岡俊範議員、6番田中周作議員、7番住田英次議員、8番稲田輝宏議員です。

以上です。

○議長（加藤博徳） お諮りします。

常任委員会委員の選任については、松前町議会委員会条例第7条第2項の規定により、ただいま事務局長が発表したとおり指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員は事務局長が発表したとおり選任することに決定いたしました。

なお、休憩中に各常任委員会を開催していただき、松前町議会委員会条例第9条の規定によって委員長及び副委員長を互選していただきますようお願いいたします。

~~~~~

#### 日程第15 議選第2号 松前町議会運営委員会委員の選任について

○議長（加藤博徳） 日程第15、議選第2号松前町議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

暫時休憩をいたします。

午後 3 時53分 休憩

午後 3 時54分 再開

○議長（加藤博徳） 本会議を再開いたします。

御報告します。

休憩中に各常任委員会を開催し、常任委員長及び副委員長を互選していただきましたので、その結果を事務局長に報告させます。

柏原事務局長。

○議会事務局長（柏原 正） それでは、各常任委員会の委員長及び副委員長を発表いたします。

総務産業建設常任委員会委員長、11番村井慶太郎議員、副委員長、4番曾我部秀司議員。

文教厚生常任委員会委員長、5番影岡俊範議員、副委員長、3番渡部恵美議員。

予算決算常任委員会委員長、10番藤岡緑議員、副委員長、6番田中周作議員。

議会広報常任委員会委員長、8番稲田輝宏議員、副委員長、4番曾我部秀司議員。

以上です。

○議長（加藤博徳） 以上で報告を終わります。

休憩中に選任しました議会運営委員会委員を事務局長に発表させます。

柏原事務局長。

○議会事務局長（柏原 正） それでは、議会運営委員会委員を発表いたします。

5番影岡俊範議員、6番田中周作議員、7番住田英次議員、8番稲田輝宏議員、10番藤岡緑議員、11番村井慶太郎議員。

以上です。

○議長（加藤博徳） お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、松前町議会委員会条例第7条第2項の規定により、ただいま事務局長が発表したとおり指名したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員は事務局長が発表したとおり選任することに決定いたしました。

なお、休憩中に議会運営委員会を開催していただき、松前町議会委員会条例第9条の規定により、委員長及び副委員長を互選していただきますようお願いをいたします。

暫時休憩をいたします。

午後3時56分 休憩

午後3時56分 再開

○議長（加藤博徳） 本会議を再開します。

御報告します。

休憩中に議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選していただきましたので、その結果を事務局長に発表させます。

柏原事務局長。

○**議会事務局長（柏原 正）** それでは、議会運営委員会委員長及び副委員長を発表いたします。

委員長、6番田中周作議員、副委員長、11番村井慶太郎議員。

以上です。

○**議長（加藤博徳）** 以上で報告を終わります。

しばらくお待ちください。

お待たせしました。再開します。

お諮りします。

伊予市松前町共立衛生組合議会議員、藤岡緑議員、稲田輝宏議員、曾我部秀司議員、西村元一議員から辞職願が提出されています。

本件を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**議長（加藤博徳）** 異議なしと認めます。したがって、伊予市松前町共立衛生組合議会議員の辞職の件を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第5 伊予市松前町共立衛生組合議会議員の辞職の件

○**議長（加藤博徳）** 追加日程第5、伊予市松前町共立衛生組合議会議員の辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、藤岡緑議員、稲田輝宏議員、曾我部秀司議員、西村元一議員の退場を求めます。

〔10番 藤岡 緑議員 退場〕

〔8番 稲田輝宏議員 退場〕

〔4番 曾我部秀司議員 退場〕

〔2番 西村元一議員 退場〕

○**議長（加藤博徳）** お諮りします。

伊予市松前町共立衛生組合議会議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**議長（加藤博徳）** 異議なしと認めます。したがって、伊予市松前町共立衛生組合議会議員の辞職を許可することに決定しました。

除斥を解除します。

〔10番 藤岡 緑議員 入場〕

〔 8 番 稲田輝宏議員 入場〕

〔 4 番 曾我部秀司議員 入場〕

〔 2 番 西村元一議員 入場〕

○議長（加藤博徳） お諮りします。

伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員、稲田輝宏議員、住田英次議員、影岡俊範議員から辞職願が提出されています。

本件を日程に追加し、追加日程第 6 として議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員の辞職の件を日程に追加し、追加日程第 6 として議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第 6 伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員の辞職の件

○議長（加藤博徳） 追加日程第 6、伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員の辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、稲田輝宏議員、住田英次議員、影岡俊範議員の退場を求めます。

〔 8 番 稲田輝宏議員 退場〕

〔 7 番 住田英次議員 退場〕

〔 5 番 影岡俊範議員 退場〕

○議長（加藤博徳） お諮りします。

伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員の辞職を許可することに決定いたしました。

除斥を解除します。お入りください。失礼しました。

〔 8 番 稲田輝宏議員 入場〕

〔 7 番 住田英次議員 入場〕

〔 5 番 影岡俊範議員 入場〕

○議長（加藤博徳） お諮りします。

伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員、田中周作議員、曾我部秀司議員、渡部恵美議員から辞職願が提出されています。

本件を日程に追加し、追加日程第 7 として議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員の辞職の件を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第7 伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員の辞職の件

○議長（加藤博徳） 追加日程第7、伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員の辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、田中周作議員、曾我部秀司議員、渡部恵美議員の退場を求めます。

〔6番 田中周作議員 退場〕

〔4番 曾我部秀司議員 退場〕

〔3番 渡部恵美議員 退場〕

○議長（加藤博徳） お諮りします。

伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員の辞職を許可することに決定いたしました。

除斥を解除します。

〔6番 田中周作議員 入場〕

〔4番 曾我部秀司議員 入場〕

〔3番 渡部恵美議員 入場〕

○議長（加藤博徳） お諮りします。

伊予消防等事務組合議会議員伊賀上明治議員、岡井馨一郎議員、村井慶太郎議員から辞職願が提出されております。

本件を日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、伊予消防等事務組合議会議員の辞職の件を日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに決定しました。

~~~~~

**追加日程第8 伊予消防等事務組合議会議員の辞職の件**

○議長（加藤博徳） 追加日程第8、伊予消防等事務組合議会議員の辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、伊賀上明治議員、岡井馨一郎議員、村井慶太郎議員



の退場を求めます。

[14番 伊賀上明治議員 退場]

[12番 岡井馨一郎議員 退場]

[11番 村井慶太郎議員 退場]

○議長（加藤博徳） お諮りします。

伊予消防等事務組合議会議員の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、伊予消防等事務組合議会議員の辞職を許可することに決定しました。

除斥を解除します。

[14番 伊賀上明治議員 入場]

[12番 岡井馨一郎議員 入場]

[11番 村井慶太郎議員 入場]

○議長（加藤博徳） ただいま伊予市松前町共立衛生組合議会議員4名、伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員3名、伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員3名、伊予消防等事務組合議会議員3名が欠員となっております。

お諮りします。

この際、伊予市松前町共立衛生組合議会議員4名、伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員3名、伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員3名及び伊予消防等事務組合議会議員3名の選挙を本日の日程に追加し選挙を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、伊予市松前町共立衛生組合議会議員4名、伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員3名、伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員3名及び伊予消防等事務組合議会議員3名の選挙を本日の日程に追加し選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

追加日程第9 伊予市松前町共立衛生組合議会議員の選挙

○議長（加藤博徳） 追加日程第9、伊予市松前町共立衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うこ

とと決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

しばらくお待ちください。

暫時休憩します。

午後4時11分 休憩

午後4時12分 再開

○議長(加藤博徳) 本会議を再開いたします。

伊予市松前町共立衛生組合議会議員に、2番西村元一議員、3番渡部恵美議員、6番田中周作議員、8番稲田輝宏議員、以上4名の議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました議員を伊予市松前町共立衛生組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員が伊予市松前町共立衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました議員が議場におられますので、本席から松前町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

~~~~~

#### 追加日程第10 伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員の選挙

○議長(加藤博徳) 追加日程第10、伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことと決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員に、3番渡部恵美議員、4番曾我部秀司議員、5番影岡俊範議員、以上3名の議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました議員を伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員が伊予地区ごみ処理施設管理組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました議員が議場におられますので、本席から松前町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

~~~~~

追加日程第11 伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙

○議長(加藤博徳) 追加日程第11、伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員に、4番曾我部秀司議員、10番藤岡緑議員、12番岡井馨一郎議員、以上3名の議員を指名します。

お諮りします。

議長が指名しました議員を伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員の当選人とする

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員が伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました議員が議場におられますので、本席から松前町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

~~~~~

#### 追加日程第12 伊予消防等事務組合議会議員の選挙

○議長(加藤博徳) 追加日程第12、伊予消防等事務組合議会議員の選挙を行います。お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

伊予消防等事務組合議会議員に、7番住田英次議員、11番村井慶太郎議員、14番伊賀上明治議員、以上3名の議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました議員を伊予消防等事務組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員が伊予消防等事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました議員が議場におられますので、本席から松前町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

お諮りします。

各常任委員会が、松前町委員会条例に規定する所管事項のため閉会中に調査研究を実施することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をいたしました。

お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中に審査することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

閉会に当たり、町長から御挨拶があります。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議長の許可をいただきましたので、令和3年第3回定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員各位には、終始熱心に御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。おかげをもちまして、提案させていただきました全ての議案につきまして議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。今議会で賜りました御意見や御提言につきましては、今後の町政運営に当たりまして、十分に配慮してまいります。

今月9月は敬老月間ですので、16日と17日の2日間、町内の100歳以上の25人のうち、訪問を希望された8人の皆様に対し、長寿のお祝い訪問をさせていただきました。

ところで、昨年度までは年度内に100歳になる方を含めて長寿祝いを行ってききましたが、100歳のお祝いであるはずの長寿祝いが、誕生日が4月から8月までの方は100歳を超えても9月までにお亡くなりになった場合は長寿祝いを受けられないのに対しまして、誕生日が9月から3月までの方は99歳でも長寿祝いを受けるという矛盾がありました。この矛盾を解消するために、100歳を迎えたお祝いであるという原点を踏まえ、今年度からは9月1日を基準日とし、9月1日時点で100歳以上の方に対して長寿祝いを行うこととしました。御理解をいただきますようお願い申し上げます。

長寿祝いの訪問に当たりましては、コロナ禍の中ですので感染防止対策に万全を期した上で、訪問時間も極力短くしました。短時間の訪問ではありましたが、皆様が大変すてきな笑顔を見せてくださり、心温まる時間を共有することができました。訪問してよかったと実感しています。

さて、今月9日に官製談合防止法違反及び刑法の公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された主任技師をはじめ、この事件についての職員懲戒審査委員会の調査で非違行為を行っていたことが明らかになった職員4名とこれらの職員の上司である管理監督職6名に対し、懲戒処分及びその他の処分を行いました。昨年、主任技師が逮捕された後、町民の皆

様の信頼を回復するため、二度と同じ過ちを繰り返さないよう、入札制度の見直しの検討、職員倫理条例の制定、職員への公務員倫理研修の実施などに取り組んできたところです。その一方で、事件の全容を明らかにするため、調査を進めた結果、予想だにしていなかった事実が明らかになりました。多くの職員が業者となれ合い、数々の非違行為が日常的に行われていたといういかげん過ぎる職場の体質に驚きと憤りを禁じ得ませんでした。

また、町長になって6年近くの間、そうした職員の非違行為に全く気づかず、町長としての監督ができていなかったことで、町民の皆様の信頼をさらに大きく損なう結果となったことへの自らの責任の大きさを痛感いたしました。改めまして、町民の皆様に対しまして、心から深くおわびを申し上げます。申し訳ありませんでした。

このたびの職員の不祥事を真摯に受け止め、改めて職員の綱紀粛正を図るとともに、あしき役場の風土そのものを徹底的に改善し、一日も早い町民の皆様の信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

終わりに、日ごとに暑さは和らいでまいりましたが、日中はまだまだ残暑が残りそうですので、議員各位におかれましては一層御自愛くださいますとともに、新体制の下、町政の推進に御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） これにて令和3年度松前町議会第3回定例会を閉会いたします。

午後4時26分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会副議長 住 田 英 次

松前町議会新議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 渡 部 恵 美

松前町議会議員 曾 我 部 秀 司

